

《資料編》

◇決算統計数値及び指標の推移

◇主な財政指標（普通会計）

決算統計数値及び指標の推移

区 分		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
1歳入総額	A	67,822,003	69,459,039	68,509,835	72,681,881	64,624,826
2歳出総額	B	66,535,744	67,550,318	66,221,062	71,405,114	62,069,092
3歳入歳出差引額(A-B)	C	1,286,259	1,908,721	2,288,773	1,276,767	2,555,734
4翌年度へ繰り越すべき財源	D	31,320	6,092	1,449,918	254,559	220,639
5実質収支(C-D)	E	1,254,939	1,902,629	838,855	1,022,208	2,335,095
6単年度収支	F	349,224	647,690	▲1,063,774	183,353	1,312,887
7積立金	G	1,041,936	16,640	30,415	4,529	1,791
8繰上償還金	H	0	95,162	105,154	0	0
9積立金取崩し額	I	1,000,000	1,150,313	670,000	970,700	121,759
10実質単年度収支(F+G+H-I)	J	391,160	▲390,821	▲1,598,205	▲782,818	1,192,919
経常一般財源	市税(普通税)	37,495,231	39,461,766	37,831,172	37,038,447	35,812,316
	うち法人市民税	4,844,193	5,189,430	4,968,054	4,591,415	3,884,131
	普通交付税					
	その他	2,723,493	2,544,321	3,755,339	4,836,269	6,186,612
合計	(A)	40,218,724	42,006,087	41,586,511	41,874,716	41,998,928
経常経費充当一般財源	(B)	35,360,330	37,107,145	38,050,612	37,734,427	36,908,651
経常収支比率B/A(%)		87.9	88.3	91.5	90.1	87.9
基準財政需要額		25,951,299	27,170,497	28,284,843	28,557,779	28,432,569
基準財政収入額		31,399,534	31,954,548	33,011,603	31,400,855	32,278,934
標準財政規模①	①	41,739,097	42,474,161	43,882,837	41,732,281	42,906,014
起債制限比率(%)		7.2	8.7	9.2	9.2	4.5
積立金現在高②	②	11,620,180	8,901,359	7,426,241	7,036,258	4,480,870
うち財政調整基金現在高	③	3,038,757	1,905,084	1,265,499	299,328	179,360
積立割合③/①(%)		7.3	4.5	2.9	0.7	0.4
地方債現在高	④	48,158,897	47,902,938	47,932,365	47,514,455	44,336,547
債務負担行為の翌年度以降支出予定額	⑤	17,883,602	14,324,191	15,303,705	13,213,642	14,727,932
財政力指数		1.223	1.204	1.118	1.148	1.134
財政力指数(単年度)		1.210	1.176	1.167	1.100	1.135
実質収支比率(%)		3.0	4.5	1.9	2.4	5.4
公債費比率(%)		10.2	12.0	11.0	11.4	10.3
借金/貯金比率((④+⑤)/②)		5.683	6.991	8.515	8.631	13.181

歳 入 区 分			平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
自主財源	地方税	個人	17,212,362	18,872,427	17,344,688	16,519,206	16,234,842
		法人	4,844,193	5,189,430	4,968,054	4,591,415	3,884,131
		小 計	22,056,555	24,061,857	22,312,742	21,110,621	20,118,973
		固定資産税	14,145,792	13,835,541	14,039,031	14,356,549	14,209,550
		その他の税	4,684,017	4,791,639	4,738,638	4,839,348	4,625,417
	小 計	40,886,364	42,689,037	41,090,411	40,306,518	38,953,940	
	分担金及び負担金	826,313	960,861	1,015,774	1,141,511	665,879	
	使用料	700,770	728,346	749,027	752,578	826,960	
	手数料	369,389	363,896	375,356	392,910	566,092	
	財産収入	561,118	589,670	426,630	243,205	248,215	
寄附金	615,677	396,558	319,272	255,456	565,002		
繰入金	2,320,439	3,137,461	1,884,140	2,619,206	1,928,104		
繰越金	1,044,741	1,286,259	1,908,721	2,288,773	1,276,767		
諸収入	2,128,677	1,338,451	1,412,494	1,610,584	470,171		
小計	49,453,488	51,490,539	49,181,825	49,610,741	45,501,130		
依存財源	地方譲与税	1,261,884	671,330	355,192	356,678	365,682	
	利子割交付金	661,084	604,333	534,887	511,108	1,292,316	
	配当割交付金						
	株式等譲渡所得割交付金						
	地方消費税交付金		460,392	2,121,318	1,973,946	2,035,510	
	ゴルフ場利用税交付金	17,934	16,626	14,869	15,315	15,595	
	特別地方消費税交付金	7,724	15,828	15,323	13,982	3,845	
	自動車取得税交付金	590,021	543,202	461,590	399,650	417,153	
	自動車税環境性能割交付金						
	法人事業税交付金						
	地方特例交付金				1,315,776	1,805,884	
	特別交付税	110,061	113,303	198,832	199,013	207,019	
	交通安全対策特別交付金	38,294	38,712	38,591	37,919	32,985	
	国庫支出金	5,022,042	4,785,236	5,478,829	8,116,062	4,786,207	
	都支支出金	6,960,341	7,253,438	6,106,179	6,642,191	5,972,500	
地方債	3,698,500	3,466,100	4,002,400	3,489,500	2,189,000		
小計	18,367,885	17,968,500	19,328,010	23,071,140	19,123,696		
合 計		67,821,373	69,459,039	68,509,835	72,681,881	64,624,826	

歳 出 区 分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
人件費	12,803,021	12,981,999	13,001,805	13,320,862	13,183,808
物件費	9,936,647	10,341,743	10,907,836	11,064,597	10,333,570
維持補修費	535,553	483,705	504,383	444,136	439,831
扶助費	7,636,504	8,261,569	8,623,302	9,067,594	7,842,148
補助費等	7,807,198	8,374,267	9,244,684	9,592,683	8,519,966
普通建設事業費	15,823,752	15,812,225	12,424,718	15,168,217	8,856,807
災害復旧事業費					
公債費	4,655,847	5,759,355	5,911,202	5,729,502	5,426,225
積立金	1,971,860	381,193	322,235	1,830,725	482,867
投資及び出資金、貸付金	265,184	342,650	326,955	275,660	335,922
繰出金	5,100,178	4,811,612	4,953,942	4,911,138	6,647,948
合 計	66,535,744	67,550,318	66,221,062	71,405,114	62,069,092

(単位：千円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	区 分
65,302,351	66,316,953	65,786,835	66,134,139	70,112,392	1歳入総額 A
61,805,527	64,513,186	63,860,322	63,892,826	67,316,865	2歳出総額 B
3,496,824	1,803,767	1,926,513	2,241,313	2,795,527	3歳入歳出差引額(A-B) C
338,304	58,142	426,731	52,989	160,431	4翌年度へ繰り越すべき財源 D
3,158,520	1,745,625	1,499,782	2,188,324	2,635,096	5実質収支(C-D) E
823,425	▲1,412,895	▲245,843	688,542	446,772	6単年度収支 F
2,392,196	903,509	271,077	153,851	1,080,204	7積立金 G
0	0	0	0	0	8繰上償還金 H
166	500	700,500	160,000	0	9積立金取崩し額 I
3,215,455	▲509,886	▲675,266	682,393	1,526,976	10実質単年度収支(F+G+H-I) J
36,610,221	36,229,106	35,092,660	34,824,518	37,316,838	市税(普通税)
4,626,019	3,861,034	3,373,386	3,158,601	4,216,459	うち法人市民税
					普通交付税
					その他
6,380,678	5,338,290	5,489,828	6,106,626	6,409,780	合計 (A)
42,990,899	41,567,396	40,582,488	40,931,144	43,726,618	経常経費充当一般財源 (B)
37,149,908	38,406,530	38,623,347	38,628,265	38,799,735	経常収支比率B/A(%)
86.4	92.4	95.2	94.4	88.7	基準財政需要額
27,965,564	26,929,594	24,546,485	24,168,889	23,981,532	基準財政収入額
30,863,843	32,006,753	30,536,138	30,920,571	31,365,175	標準財政規模① ①
41,017,012	42,537,313	40,572,263	41,079,489	41,431,116	起債制限比率(%)
8.4	8.2	8.0	7.6	7.6	積立金現在高② ②
7,039,467	9,566,295	8,922,649	8,944,358	10,881,335	うち財政調整基金現在高 ③
2,571,390	3,474,399	3,044,977	3,038,828	4,119,032	積立割合③/①(%)
6.3	8.2	7.5	7.4	9.9	地方債現在高 ④
41,983,476	42,024,247	41,926,631	41,336,859	41,112,547	債務負担行為の翌年度以降支出予定額 ⑤
14,164,952	12,502,697	12,651,956	11,250,036	10,768,778	財政力指数
1.113	1.143	1.179	1.237	1.277	財政力指数(単年度)
1.104	1.189	1.244	1.279	1.308	実質収支比率(%)
7.7	4.1	3.7	5.3	6.4	公債費比率(%)
10.8	9.4	8.9	8.2	7.5	借金/貯金比率((④+⑤)/②)
7.976	5.700	6.117	5.879	4.768	

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	歳入区分
16,082,715	16,064,784	15,679,572	15,355,335	16,529,667	個人 市民税
4,626,019	3,861,034	3,373,386	3,158,601	4,216,459	法人
20,708,734	19,925,818	19,052,958	18,513,936	20,746,126	小 計
14,468,648	14,934,961	14,572,016	14,833,707	15,131,635	固定資産税
4,612,075	4,516,624	4,496,919	4,482,516	4,491,027	その他の税
39,789,457	39,377,403	38,121,893	37,830,159	40,368,788	小 計
732,426	738,365	562,030	607,882	596,697	分担金及び負担金
885,133	913,643	952,688	1,002,681	999,204	使用料
555,681	533,795	641,446	1,014,948	924,159	手数料
732,174	180,883	147,841	660,651	1,015,113	財産収入
214,626	214,085	312,632	614,371	174,766	寄附金
764,938	354,391	1,586,188	1,143,300	651,840	繰入金
2,555,734	3,496,824	1,803,767	1,926,513	2,241,313	繰越金
515,776	270,101	296,659	301,437	589,033	諸収入
46,745,945	46,079,490	44,425,144	45,101,942	47,560,913	小計
380,713	374,025	392,320	761,081	1,138,424	地方譲与税
1,305,310	502,197	388,956	326,332	301,003	利子割交付金
			85,491	142,429	配当割交付金
			88,535	209,154	株式等譲渡所得割交付金
2,199,522	1,911,693	2,080,003	2,339,494	2,166,025	地方消費税交付金
14,621	13,140	10,903	8,837	9,437	ゴルフ場利用税交付金
157	127	0	0	0	特別地方消費税交付金
449,735	389,305	478,652	433,407	467,335	自動車取得税交付金
					自動車税環境性能割交付金
					法人事業税交付金
1,761,407	1,882,470	1,823,421	1,749,073	1,719,868	地方特例交付金
193,044	177,116	160,023	137,059	120,130	特別交付税
34,731	34,845	37,293	35,052	34,062	交通安全対策特別交付金
4,920,095	4,946,452	5,978,676	5,953,228	6,271,155	国庫支出金
5,634,471	6,013,086	6,123,344	5,849,708	6,749,757	都支支出金
1,662,600	3,993,007	3,888,100	3,264,900	3,222,700	地方債
18,556,406	20,237,463	21,361,691	21,032,197	22,551,479	小計
65,302,351	66,316,953	65,786,835	66,134,139	70,112,392	合 計

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	歳出区分
12,787,155	12,731,527	12,304,123	12,433,723	12,718,668	人件費
10,860,719	11,386,081	12,013,494	12,552,574	12,599,640	物件費
460,036	449,865	488,110	560,982	554,246	維持補修費
8,077,738	8,452,617	9,045,925	9,810,315	10,190,485	扶助費
8,612,216	9,003,588	8,633,004	8,267,069	7,967,395	補助費等
5,280,274	7,729,244	8,321,777	7,287,207	8,857,087	普通建設事業費
				12,338	災害復旧事業費
5,510,695	5,259,208	5,047,016	4,660,863	4,310,519	公債費
3,208,918	2,779,043	774,963	876,661	2,312,028	積立金
603,970	9,540	11,370	8,880	9,890	投資及び出資金、貸付金
6,403,806	6,712,473	7,220,540	7,434,552	7,784,569	繰出金
61,805,527	64,513,186	63,860,322	63,892,826	67,316,865	合 計

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1歳入総額	A	74,060,704	75,062,015	78,941,263	80,178,383	79,759,604
2歳出総額	B	71,168,916	72,298,892	72,967,114	76,150,096	76,700,327
3歳入歳出差引額(A-B)	C	2,891,788	2,763,123	5,974,149	4,028,287	3,059,277
4翌年度へ繰り越すべき財源	D	714,758	246,683	3,246,566	270,125	332,573
5実質収支(C-D)	E	2,177,030	2,516,440	2,727,583	3,758,162	2,726,704
6単年度収支	F	▲ 458,066	339,410	211,143	1,030,579	▲ 1,031,458
7積立金	G	906,733	20,532	19,301	589,876	1,005,750
8繰上償還金	H	0	0	0	0	0
9積立金取崩し額	I	0	300,000	397,510	600,000	1,000,000
10実質単年度収支(F+G+H-I)	J	448,667	59,942	▲ 167,066	1,020,455	▲ 1,025,708
経常一般財源	市税(普通税)	38,518,055	40,055,032	40,358,618	40,636,651	39,439,782
	うち法人市民税	4,610,253	4,454,545	4,216,066	4,326,843	4,191,078
	普通交付税					
	その他	6,655,413	5,509,365	4,215,127	3,965,363	3,863,493
合計	(A)	45,173,468	44,596,399	44,573,745	44,602,014	43,303,275
経常経費充当一般財源	(B)	39,837,817	41,190,215	41,949,237	41,573,382	40,903,922
経常収支比率B/A(%)		88.2	92.4	94.1	93.2	94.5
基準財政需要額		24,402,440	24,823,927	25,034,373	24,488,611	25,708,775
基準財政収入額		33,502,672	33,868,143	33,923,783	32,638,958	31,890,922
標準財政規模①	①	44,163,186	44,835,874	44,782,291	45,561,214	44,502,085
起債制限比率(%)		7.2	7.4	7.2	7.0	5.8
積立金現在高②	②	13,076,380	13,793,285	12,202,862	11,195,555	10,141,507
うち財政調整基金現在高	③	5,025,765	4,746,297	4,368,088	4,357,964	4,363,715
積立割合③/①(%)		11.4	10.6	9.8	9.6	9.8
地方債現在高	④	42,285,880	41,689,870	41,996,976	42,196,137	42,714,953
債務負担行為の翌年度以降支出予定額	⑤	8,542,543	6,362,022	4,746,075	3,246,045	3,466,731
財政力指数		1.320	1.348	1.364	1.351	1.309
財政力指数(単年度)		1.373	1.364	1.355	1.333	1.240
実質収支比率(%)		4.9	5.4	5.9	8.2	6.1
公債費比率(%)		6.7	7.9	6.8	5.7	4.4
借金/貯金比率((④+⑤)/②)		3.887	3.484	3.830	4.059	4.554

歳 入 区 分			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自主財源	地方税	個人	17,722,183	19,393,833	19,827,388	19,496,114	18,187,230
		法人	4,610,253	4,454,545	4,216,066	4,326,843	4,191,078
		小 計	22,332,436	23,848,378	24,043,454	23,822,957	22,378,308
		固定資産税	14,732,659	14,839,743	15,032,398	15,580,876	15,777,689
		その他の税	4,409,450	4,355,659	4,303,398	4,332,607	4,412,096
	小 計	41,474,545	43,043,780	43,379,250	43,736,440	42,568,093	
	分担金及び負担金	658,450	786,243	706,341	774,170	820,694	
	使用料	944,125	961,955	994,233	1,024,944	1,072,026	
	手数料	937,484	962,320	965,219	918,480	911,581	
	財産収入	1,340,677	1,490,539	384,897	210,805	210,467	
寄附金	262,987	350,386	157,399	157,345	122,558		
繰入金	961,871	1,743,750	3,608,433	2,981,615	3,376,174		
繰越金	2,795,527	2,891,788	2,763,123	5,974,149	4,028,287		
諸収入	676,134	538,673	561,679	1,125,213	665,053		
小計	50,051,800	52,769,434	53,520,574	56,903,161	53,774,933		
依存財源	地方譲与税	1,458,496	425,218	399,434	375,712	366,074	
	利子割交付金	331,101	459,799	370,921	288,535	286,852	
	配当割交付金	196,509	226,670	108,102	87,337	108,230	
	株式等譲渡所得割交付金	177,066	156,641	37,889	36,969	33,339	
	地方消費税交付金	2,275,344	2,257,899	2,128,763	2,267,065	2,263,168	
	ゴルフ場利用税交付金	9,138	10,384	10,621	10,022	7,755	
	特別地方消費税交付金	0	0	0	0	0	
	自動車取得税交付金	502,089	443,631	397,259	192,373	216,810	
	自動車税環境性能割交付金						
	法人事業税交付金						
	地方特例交付金	1,487,788	320,622	526,020	481,195	359,814	
	特別交付税	90,098	72,918	79,192	79,723	72,167	
	交通安全対策特別交付金	36,847	37,670	33,942	33,132	30,814	
	国庫支出金	6,567,131	6,487,197	9,625,591	7,903,786	10,170,894	
都支支出金	6,146,297	7,539,932	7,103,955	7,403,373	8,084,754		
地方債	4,731,000	3,854,000	4,599,000	4,116,000	3,984,000		
小計	24,008,904	22,292,581	25,420,689	23,275,222	25,984,671		
合 計	74,060,704	75,062,015	78,941,263	80,178,383	79,759,604		

歳 出 区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	12,896,722	13,198,717	13,650,289	13,238,513	12,631,137
物件費	13,244,669	14,077,005	13,923,017	14,456,930	14,318,949
維持補修費	529,365	584,253	569,872	617,758	610,384
扶助費	10,719,611	11,575,202	12,088,140	12,354,778	15,722,654
補助費等	7,396,627	7,995,220	8,629,560	13,610,367	9,878,692
普通建設事業費	11,515,538	10,249,057	10,458,222	8,861,422	9,192,781
災害復旧事業費					
公債費	4,375,137	5,221,557	4,999,488	4,576,192	4,091,833
積立金	2,593,321	1,818,512	1,250,680	1,662,390	2,093,749
投資及び出資金、貸付金	8,820	7,260	20,560	15,580	20,690
繰出金	7,889,106	7,572,109	7,377,286	6,756,166	8,139,458
合 計	71,168,916	72,298,892	72,967,114	76,150,096	76,700,327

(単位：千円)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	区 分
78,531,668	78,017,983	79,518,738	86,792,698	91,358,614	89,753,737	1歳入総額 A
76,388,996	75,896,230	74,841,296	80,864,752	85,554,444	85,795,274	2歳出総額 B
2,142,672	2,121,753	4,677,442	5,927,946	5,804,170	3,958,463	3歳入歳出差引額(A-B) C
142,771	254,227	375,189	343,319	439,910	624,689	4翌年度へ繰り越すべき財源 D
1,999,901	1,867,526	4,302,253	5,584,627	5,364,260	3,333,774	5実質収支(C-D) E
▲726,803	▲132,375	2,434,727	1,282,374	▲220,367	▲2,030,486	6単年度収支 F
1,006,374	444,076	572,409	1,500,594	1,119,258	477,505	7積立金 G
0	0	0	0	0	0	8繰上償還金 H
1,010,000	1,100,000	980,000	400,880	230,000	630,000	9積立金取崩し額 I
▲730,429	▲788,299	2,027,136	2,382,088	668,891	▲2,182,981	10実質単年度収支(F+G+H-I) J
38,452,466	38,920,852	41,235,528	43,370,045	43,004,337	41,490,613	市税(普通税)
3,193,022	3,784,973	5,541,518	6,877,471	6,327,074	4,142,016	うち法人市民税
						普通交付税
3,909,828	3,604,234	3,992,470	4,735,461	6,891,937	5,947,214	その他
42,362,294	42,525,086	45,227,998	48,105,506	49,896,274	47,437,827	合計 (A)
40,604,842	40,982,331	40,545,782	41,713,001	42,387,529	43,108,794	経常経費充当一般財源 (B)
95.9	96.4	89.6	86.7	85.0	90.9	経常収支比率B/A(%)
27,186,998	27,911,994	28,915,105	28,811,913	29,313,300	29,674,699	基準財政需要額
32,400,951	31,781,682	32,122,450	34,810,700	37,464,205	37,786,767	基準財政収入額
43,688,870	42,330,226	42,163,465	45,728,096	48,672,338	49,122,189	標準財政規模① ①
5.0	4.8	4.7	4.5			起債制限比率(%)
9,516,653	8,179,517	7,494,022	9,203,787	13,541,098	16,324,142	積立金現在高② ②
4,360,089	3,704,165	3,296,574	4,396,287	5,285,545	5,133,051	うち財政調整基金現在高 ③
10.0	8.8	7.8	9.6	10.9	10.4	積立割合③/①(%)
43,118,461	41,753,956	40,443,436	39,410,216	38,816,257	39,321,748	地方債現在高 ④
3,627,121	3,444,273	3,156,738	2,003,893	1,718,814	2,332,891	債務負担行為の翌年度以降支出予定額 ⑤
1,255	1,190	1,147	1,153	1,199	1,253	財政力指数
1,192	1,139	1,111	1,208	1,278	1,273	財政力指数(単年度)
4.6	4.4	10.2	12.2	11.0	6.8	実質収支比率(%)
4.3	4.8	4.2	3.7			公債費比率(%)
4.912	5.526	5.818	4.500	2.993	2.552	借金/貯金比率((④+⑤)/②)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	歳 入 区 分
17,956,848	18,225,983	18,457,977	18,805,982	19,046,721	19,575,774	個人市民税
3,193,022	3,784,973	5,541,518	6,877,471	6,327,074	4,142,016	法人
21,149,870	22,010,956	23,999,495	25,683,453	25,373,795	23,717,790	小 計
15,856,810	15,504,429	15,734,787	16,222,985	16,186,670	16,361,294	固定資産税
4,599,058	4,478,780	4,615,195	4,661,114	4,642,888	4,655,675	その他の税
41,605,738	41,994,165	44,349,477	46,567,552	46,203,353	44,734,759	小 計
775,943	840,033	896,630	903,401	998,495	1,107,676	分担金及び負担金
1,058,703	1,072,156	1,083,986	1,130,863	1,152,013	1,202,645	使用料
884,405	892,008	675,699	627,550	648,046	643,663	手数料
177,815	774,435	290,527	203,679	308,296	144,033	財産収入
321,903	294,923	174,759	191,324	252,491	289,560	寄附金
2,349,498	2,660,414	2,199,805	1,880,897	2,428,179	2,306,048	繰入金
3,059,277	2,142,672	2,121,753	4,677,442	5,927,946	5,804,170	繰越金
607,357	661,944	544,239	649,568	566,925	406,773	諸収入
50,840,639	51,332,750	52,336,875	56,832,276	58,485,744	56,639,328	小計
368,740	345,552	330,936	315,587	321,979	328,876	地方譲与税
267,614	256,816	327,257	330,050	283,579	77,953	利子割交付金
119,187	129,824	222,679	416,307	340,497	254,361	配当割交付金
26,482	33,346	290,151	350,050	335,090	147,779	株式等譲渡所得割交付金
2,252,335	2,249,950	2,230,774	2,851,034	5,075,674	4,550,913	地方消費税交付金
7,009	7,194	8,018	8,293	8,626	9,594	ゴルフ場利用税交付金
0	0	0	0	0	0	特別地方消費税交付金
183,807	208,356	203,868	104,800	144,173	148,930	自動車取得税交付金
						自動車税環境性能割交付金
						法人事業税交付金
462,978	150,397	150,534	134,143	123,385	143,132	地方特例交付金
601,497	1,154,667	75,336	62,935	64,662	55,376	特別交付税
30,293	29,587	27,204	23,550	25,110	24,318	交通安全対策特別交付金
10,409,777	10,483,877	11,460,127	12,492,039	13,105,849	13,467,326	国庫支出金
8,982,310	9,170,667	9,425,979	10,093,634	10,445,246	10,197,851	都支出金
3,979,000	2,465,000	2,429,000	2,778,000	2,599,000	3,708,000	地方債
27,691,029	26,685,233	27,181,863	29,960,422	32,872,870	33,114,409	小計
78,531,668	78,017,983	79,518,738	86,792,698	91,358,614	89,753,737	合 計

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	歳 出 区 分
12,011,450	11,879,113	11,454,595	11,735,549	11,315,390	11,271,617	人件費
14,683,172	14,364,575	14,015,579	14,273,390	14,572,831	15,055,346	物件費
635,149	615,141	628,683	717,555	738,834	759,265	維持補修費
16,918,029	17,504,636	18,126,412	18,905,084	20,539,365	21,979,337	扶助費
10,527,598	10,669,507	8,977,066	8,685,000	9,483,756	9,422,717	補助費等
7,848,999	7,384,938	8,006,716	10,189,417	10,185,671	10,496,044	普通建設事業費
22,565					0	災害復旧事業費
4,180,780	4,403,638	4,268,947	4,293,133	3,624,501	3,583,319	公債費
1,541,298	1,151,802	1,318,744	3,396,732	6,074,686	4,823,185	積立金
18,615	17,160	11,735	11,330	8,020	5,152	投資及び出資金、貸付金
8,001,341	7,905,720	8,032,819	8,657,562	9,011,390	8,394,292	繰出金
76,388,996	75,896,230	74,841,296	80,864,752	85,554,444	85,795,274	合 計

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1歳入総額	A	91,407,686	95,256,222	96,470,371	125,161,758	108,072,221	108,278,178
2歳出総額	B	86,930,454	90,650,376	92,992,103	119,346,374	100,798,818	102,320,016
3歳入歳出差引額(A-B)	C	4,477,232	4,605,846	3,478,268	5,815,384	7,273,403	5,958,162
4翌年度へ繰り越すべき財源	D	639,431	1,121,772	688,519	500,604	567,018	1,581,282
5実質収支(C-D)	E	3,837,801	3,484,074	2,789,749	5,314,780	6,706,385	4,376,880
6単年度収支	F	504,027	▲353,727	▲694,325	2,525,031	1,391,605	▲2,329,505
7積立金	G	1,037,738	631,886	1,980,713	1,303,709	1,702,541	902,203
8繰上償還金	H	0	0	0	0	0	0
9積立金取崩し額	I	470,000	2,732,000	641,500	1,066,253	801,929	950,000
10実質単年度収支(F+G+H+I)	J	1,071,765	▲2,453,841	644,888	2,762,487	2,292,217	▲2,377,302
経常一般財源	市税(普通税)	42,453,636	41,131,335	45,361,066	44,017,709	43,641,646	44,980,286
	うち法人市民税	4,499,139	2,541,306	6,139,750	4,173,064	3,987,054	4,197,812
	普通交付税						
	その他	6,408,110	5,619,428	5,800,526	6,722,133	8,091,777	8,353,660
	合計(A)	48,861,746	46,750,763	51,161,592	50,739,842	51,733,423	53,333,946
経常経費充当一般財源	(B)	44,384,743	44,805,863	45,897,300	46,317,733	46,447,875	48,363,573
経常収支比率B/A(%)		90.8	95.8	89.7	91.3	89.8	90.7
基準財政需要額		30,101,552	30,312,631	30,452,721	31,633,175	33,109,491	33,047,905
基準財政収入額		36,225,541	36,113,540	34,954,763	39,319,590	37,297,353	40,025,742
標準財政規模①	①	47,022,775	47,043,131	45,484,118	50,981,656	48,211,933	51,836,767
起債制限比率(%)							
積立金現在高②	②	17,402,636	16,896,364	18,165,522	18,375,260	20,861,904	23,343,058
うち財政調整基金現在高	③	5,700,789	3,600,676	4,939,889	5,177,345	6,077,957	6,030,161
積立割合③/①(%)		12.1	7.7	10.9	10.2	12.6	11.6
地方債現在高	④	39,235,812	40,580,660	40,728,633	40,888,259	39,719,115	39,230,631
債務負担行為の翌年度以降支出予定額	⑤	4,404,126	6,404,861	4,990,340	3,951,813	6,216,352	4,824,676
財政力指数		1.251	1.222	1.181	1.194	1.172	1.193
財政力指数(単年度)		1.203	1.191	1.148	1.243	1.126	1.211
実質収支比率(%)		8.2	7.4	6.1	10.4	13.9	8.4
公債費比率(%)							
借金/貯金比率((④+⑤)/②)		2.508	2.781	2.517	2.440	2.202	1.887

歳入区分			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自主財源	地方税	個人	20,043,260	20,333,045	20,897,005	21,355,513	21,265,021	21,869,066
		法人	4,499,139	2,541,306	6,139,750	4,173,064	3,987,054	4,197,812
		小計	24,542,399	22,874,351	27,036,755	25,528,577	25,252,075	26,066,878
		固定資産税	16,562,090	16,917,987	16,976,995	17,131,977	16,955,040	17,429,437
		その他の税	4,643,071	4,559,818	4,592,200	4,630,891	4,673,917	4,836,485
	小計	45,747,560	44,352,156	48,605,950	47,291,445	46,881,032	48,332,800	
	分担金及び負担金		1,250,142	1,483,681	1,255,746	936,227	1,023,890	1,128,158
	使用料		1,245,430	1,287,636	1,159,971	894,089	945,919	971,578
	手数料		655,743	664,239	664,127	666,868	677,593	668,737
	財産収入		131,453	181,113	187,202	112,248	185,458	109,090
寄附金		355,842	571,717	179,557	524,131	345,266	271,486	
繰入金		2,040,613	4,588,549	2,681,519	2,927,386	2,468,395	3,036,135	
繰越金		3,958,463	4,477,232	4,605,846	3,421,068	5,815,384	7,273,403	
諸収入		446,902	606,571	689,098	2,387,274	2,495,912	560,382	
小計		55,832,148	58,212,894	60,029,016	59,160,736	60,838,849	62,351,769	
依存財源	地方譲与税	329,364	332,846	339,727	344,774	352,296	358,155	
	利子割交付金	82,756	88,024	66,569	63,613	59,394	78,303	
	配当割交付金	340,811	293,393	331,211	307,886	426,702	417,003	
	株式等譲渡所得割交付金	341,489	239,648	204,554	359,044	521,716	320,581	
	地方消費税交付金	4,651,398	3,968,225	3,798,062	4,789,505	5,302,461	5,689,690	
	ゴルフ場利用税交付金	10,171	10,202	10,277	10,282	7,131	13,203	
	特別地方消費税交付金	0	0	0	0	0	0	
	自動車取得税交付金	187,924	197,392	99,380	29	1	16	
	自動車税環境性能割交付金			35,117	60,218	77,462	90,536	
	法人事業税交付金				259,236	603,752	800,333	
	地方特例交付金	169,941	189,451	615,918	239,588	436,457	265,856	
	特別交付税	55,103	51,273	85,547	45,924	48,139	46,212	
	交通安全対策特別交付金	23,070	20,509	19,735	22,723	23,605	22,330	
	国庫支出金	14,687,596	14,980,733	14,685,675	41,794,313	24,167,600	20,779,523	
	都支支出金	11,472,915	12,059,632	12,873,383	14,241,887	13,045,656	14,020,668	
	地方債	3,223,000	4,612,000	3,276,200	3,462,000	2,161,000	3,024,000	
	小計	35,575,538	37,043,328	36,441,355	66,001,022	47,233,372	45,926,409	
合 計	91,407,686	95,256,222	96,470,371	125,161,758	108,072,221	108,278,178		

歳出区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費		11,739,892	11,832,545	11,884,451	12,439,004	12,542,492	13,194,222
物件費		15,190,877	15,410,223	16,569,604	16,739,821	18,398,164	18,857,400
維持補修費		778,091	787,965	766,281	853,208	844,625	830,141
扶助費		23,173,170	24,033,012	25,042,656	25,823,830	30,971,509	29,557,442
補助費等		10,066,369	10,533,891	12,067,805	39,483,743	16,051,817	14,548,534
普通建設事業費		11,231,151	11,643,615	10,185,636	9,584,333	5,606,206	7,538,552
災害復旧事業費		0	0	68,569	0	0	0
公債費		3,643,529	3,565,601	3,393,923	3,536,286	3,540,699	3,703,257
積立金		2,845,462	3,901,360	3,736,176	2,923,681	4,745,511	5,286,221
投資及び貸付金		6,006	6,310	7,690	10,927	8,280	7,840
繰出金		8,255,907	8,935,854	9,269,312	7,951,541	8,089,515	8,796,407
合 計		86,930,454	90,650,376	92,992,103	119,346,374	100,798,818	102,320,016

◎令和4年度決算審査資料(普通会計)

ア. 経常一般財源比率及びその算出基礎となる数値(100を超える割合が高いほど、歳入構造の弾力性がある。)

(単位:千円)

年度/項目	経常一般財源比率	対前年度 比較	算出基礎		備 考
			[経常一般財源等(※05表)]/	標準財政規模]	
平成30年度	99.4%	2.8	46,750,763	47,043,131	
令和元年度	112.5%	13.1	51,161,592	45,484,118	
令和2年度	99.5%	△ 13.0	50,739,842	50,981,656	
令和3年度	107.3%	7.8	51,733,423	48,211,933	
令和4年度	102.9%	△ 4.4	53,333,946	51,836,767	

※決算統計「05表:収入の状況」

イ. 経常収支比率及びその算出基礎となる数値(比率が低いほど財政の弾力性がある。)

(単位:千円)

年度/項目	経常収支比率	対前年度 比較	算出基礎				備 考
			[経常経費充当一般財源等(※14表)]/	(歳入経常一般財源等(※05表)	+減税補てん債及び減収補てん債特例分	+臨時財政対策債)] × 100	
平成30年度	95.8%	△ 0.1	44,805,863	46,750,763	0	0	
令和元年度	89.7%	5.0	45,897,300	51,161,592	0	0	
令和2年度	91.3%	△ 6.1	46,317,733	50,739,842	0	0	
令和3年度	89.8%	△ 1.5	46,447,875	51,733,423	0	0	
令和4年度	90.7%	0.9	48,363,573	53,333,946	0	0	

※決算統計「05表:収入の状況」・「14表:性質別経費の状況」

ウ. 公債費負担比率及びその算出基礎となる数値(15%が警戒ラインとされ、財政運営上で公債費負担の比率が低いほど弾力性がある。)

(単位:千円)

年度/項目	公債費負担比率	対前年度 比較	算出基礎			備 考
			[公債費充当一般財源等(※33表)]/	(歳出総額充当一般財源等(※13表)	+歳計剰余金等充当一般財源等)] × 100	
平成30年度	6.0%	△ 0.1	3,554,593	54,481,926	4,275,577	
令和元年度	5.6%	△ 0.4	3,382,921	56,765,426	3,389,847	
令和2年度	5.8%	0.2	3,525,281	54,993,595	5,585,525	
令和3年度	5.5%	△ 0.3	3,529,699	56,789,686	7,189,216	
令和4年度	5.5%	0.0	3,692,257	60,722,529	5,869,753	

※決算統計「33表:地方債現在高」・「13表:歳出内訳及び財源内訳」

エ. 財政力指数及びその算出基礎となる数値 (単年度の積算数値)

(単位:千円)

年度/項目	財政力指数 (3カ年平均)	対前年度 比較	算出基礎		財政力指数 (単年度)	備 考
			基準財政収入額/	基準財政需要額		
平成30年度	1.222	△ 0.031	36,113,540	30,312,631	1.191	
令和元年度	1.181	△ 0.041	34,954,763	30,452,721	1.148	
令和2年度	1.194	0.013	39,319,590	31,633,175	1.243	
令和3年度	1.172	△ 0.022	37,297,353	33,109,491	1.126	
令和4年度	1.193	0.021	40,025,742	33,047,905	1.211	

オ. 実質収支比率及びその算出基礎となる数値

(単位:千円)

年度/項目	実質収支比率	対前年度 比較	算出基礎			備 考
			(実質収支額)	/標準財政規模) ×100	臨時財政対策債 発行可能額	
平成30年度	7.4%	0.6	3,484,074	47,043,131	0	
令和元年度	6.1%	△ 1.3	2,789,749	45,484,118	0	
令和2年度	10.4%	4.3	5,314,780	50,981,656	0	
令和3年度	13.9%	3.5	6,706,385	48,211,933	0	
令和4年度	8.4%	△ 5.5	4,376,880	51,836,767	0	

《参考》

◇財政状況の提供内容（市報）

令和4年度予算 市報ちょうふ 4月5日号

令和4年度上半期財政状況 市報ちょうふ 12月5日号

令和4年度下半期財政状況 市報ちょうふ 6月5日号

令和3年度健全化判断比率等 市報ちょうふ 10月5日号

■ 予算：財政課 ☎481-7304 主要な施策：企画経営課 ☎481-7368

予算書・市政経営の概要（予算参考資料）の公開場所／公文書資料室（市役所4階）、各図書館 ※予算の概要は市HPで閲覧可

令和4年度

予算と主要な施策



一般会計予算 952億7000万円

一般会計予算は、総額952億7000万円となり、令和3年度と比較して51億5000万円、5.7%の増となっています。

Check

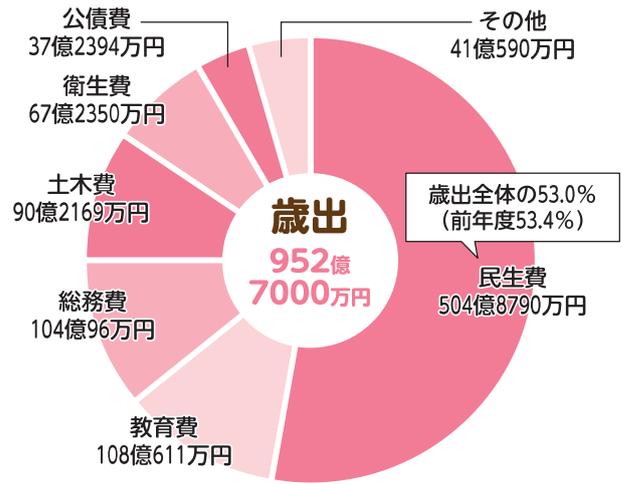
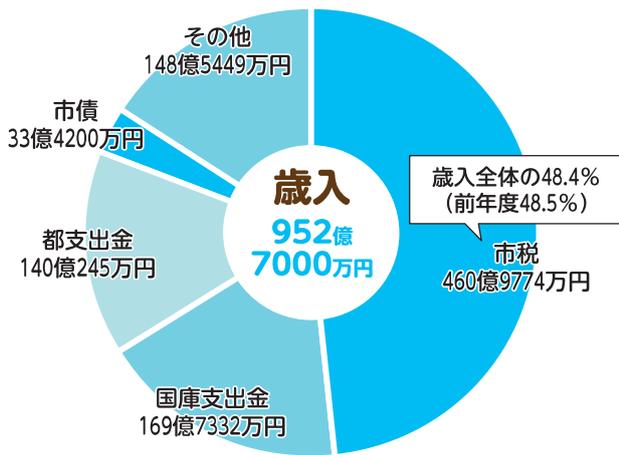
令和4年度予算編成の方針

- 基本計画の最終年次としての取り組みとともに、次期総合計画期間における財政需要など複数年次を見据えた予算編成
- 新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、市民の安全・安心の確保、市民生活支援への継続的な取り組み
- 市税・各種交付金などの今後の減収が懸念される中、さまざまな財政需要に対処するための歳入確保と経費縮減の取り組み

令和4年度 会計別予算額

会計	令和4年度	対前年度増減額	増減率
一般会計	952億7000万円	51億5000万円	5.7%
特別会計	453億7828万円	17億7508万円	4.1%
国民健康保険事業	218億4016万円	6億5024万円	3.1%
用地	11億3804万円	9億6838万円	570.8%
介護保険事業	167億1137万円	▲2815万円	▲0.2%
後期高齢者医療	56億8871万円	1億8462万円	3.4%
公営企業会計	63億2256万円	▲1億4965万円	▲2.3%
下水道事業	63億2256万円	▲1億4965万円	▲2.3%
合計	1469億7084万円	67億7544万円	4.8%

*金額は表示単位未満を四捨五入しているため、表記額と合計額が一致しない場合あり



*金額は表示単位未満を四捨五入しているため、表記額と合計額が一致しない場合あり

市民1人当たりの各目的別予算額

令和4年度の予算総額952億7000万円を人口23万7939人（令和4年1月1日現在）で割ると、市民1人当たりの予算額は40万397円になります。各目的別の市民1人当たりの予算額は次の通りです（予備費などは除く）。

議会費 2124円 市議会の活動・運営にかかる経費 	総務費 4万3713円 全般的事務、納税、住基、選挙、市民参加などのほか、防犯対策にかかる経費 	民生費 21万2189円 障害者、高齢者、児童、生活保護など福祉施策にかかる経費 	衛生費 2万8257円 各種検診など市民の健康増進のほか、環境保全、ごみ処理経費など 	労働費 232円 雇用の促進、勤労者互助会にかかる経費 	
農業費 489円 農業委員会運営、農業振興にかかる経費 	商工費 1866円 市内商工業と地域資源を活用した観光振興にかかる経費 	土木費 3万7916円 道路や公園の整備などにかかる経費 	消防費 1万2123円 東京都への消防委託、消防団運営、防災対策などにかかる経費 	教育費 4万5416円 義務教育施設の学習環境改善、図書館・公民館・博物館、スポーツ振興などにかかる経費 	公債費 1万5651円 世代間の負担公平化を図るため、施設建設などで借り入れた市債の償還金

●新型コロナウイルス感染症対策基金へのご寄附をお願いします

新型コロナウイルス感染症拡大防止や地域医療体制の整備、市民生活への支援、地域経済の回復に活用します。寄附金は、所得税、住民税の寄附金控除の対象となります。圓基金について／企画経営課 ☎481-7368、寄附手続きについて／管財課 ☎481-7173

市政経営の重点プロジェクト

新は新規事業 拡は拡充事業

※原則、事業費は100万円未満を四捨五入して掲載

重点プロジェクト 1 防災・防犯の面で安全・安心に暮らせるまちをつくる



地域の防災・防犯力を高める

- 防災市民組織の育成…………… 400万円
- 調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進…………… 200万円
- 拡防災備蓄品の確保・充実…………… 3100万円
- 拡災害情報システムの維持管理・充実…………… 4200万円
- 拡消防団の対応能力の向上…………… 5700万円
- 命の教育活動の推進…………… 400万円
- 犯罪抑止対策の推進…………… 5500万円

災害に強い都市基盤をつくる

- 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業…………… 7600万円
- 下水道施設の機能維持…………… 4億2000万円

- 拡台風第19号対応を踏まえた取り組み（止水板等設置工事費助成金、SNSを活用した災害情報の発信ほか）
- 消防団第15分団機械器具置場の建て替え工事
- 拡消防団員の処遇改善（報酬の改定）
- 防火貯水槽設置設計、工事
- 拡洪水ハザードマップの更新（内水浸水想定区域図の追加）
- 拡市庁舎・たづくりの非常用電源設備整備工事（72時間継続稼働への対応）
- 通学路などの安全確保の推進（防犯カメラの設置、学校や地域と連携した交通安全対策）

関連事業

重点プロジェクト 4 にぎわいと交流のある活気に満ちたまちをつくる



まちの活力を生み出す都市をつくる

- 駅前広場の整備…………… 3億5600万円
- 鉄道敷地の整備…………… 6億6900万円
- 中心市街地における区画道路などの整備…………… 2500万円
- 道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成…………… 17億7700万円
- 自転車等駐車場の整備・有料化…………… 3000万円

にぎわい・交流のあるまちをつくる

- 拡商店街活性化の推進…………… 3800万円
- 中小企業・小規模事業者の支援…………… 9200万円
- 「映画のまち調布」の推進…………… 1400万円
- 東京2020大会などを契機としたスポーツ振興による多面的効果の創出…………… 1100万円

- 次期都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の策定、用途地域などの一斉見直し
- 東部地区における交通環境改善事業の促進に向けた検討
- 拡地区計画を活用した街づくりの推進（つじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区、西調布駅周辺地区、京王多摩川駅周辺地区など）
- 次期住宅マスタープランの策定
- 拡北部地域巡回公共交通実証実験の実施
- 新高齢者免許返納支援事業の開始
- パラハートちようふの取り組み推進（パラアート展、障害者スポーツの振興など）

関連事業

重点プロジェクト 2 子ども・若者の健やかな成長・自立を支援し、子育てしやすいまちをつくる



子育て環境を充実させる

- 待機児童対策の推進…………… 3億5800万円
- 拡学童クラブ施設の整備…………… 1億9500万円
- 拡出産・子育て応援事業…………… 8700万円

子ども・若者の健やかな成長と自立を支える

- 拡子ども・若者への支援…………… 2700万円

学校教育環境を充実させる

- 小・中学校施設の整備…………… 17億400万円
- 拡地域人材などを活用した教育の充実…………… 6200万円
- 特別支援教育の推進…………… 5000万円

- 拡放課後子供教室事業（ユーフォー）の開設時間延長（一部施設での試行実施）
- 拡児童虐待防止センターの体制強化、人員体制の拡充
- 拡ショートステイ事業の拡充
- 新ひとり親家庭養育費確保支援事業の実施
- 新幼稚園の運営体制の充実に対する補助の実施（開園日・開園時間の拡大など）
- 次期教育プランおよび次期特別支援教育推進計画の策定
- 拡不登校児童・生徒への支援の拡充（不登校初期等の児童・生徒の家庭への訪問支援）

関連事業

重点プロジェクト 5 人と自然が共生するうるおいのあるまちをつくる



豊かな水と緑を大切に守り生かす

- 拡公園・緑地、崖線樹林地の保全…………… 6億2200万円
- 公園・緑地などの整備…………… 1億5600万円
- 深大寺・佐須地域の里山、水辺環境の保全・活用…………… 2100万円
- 都市農地の保全・活用…………… 1600万円

良好な景観を創出する

- 景観計画・景観条例の運用…………… 200万円
- 深大寺地区におけるまちづくりの推進…………… 600万円

- 拡ゼロカーボンシティ実現に向けた地球温暖化対策の推進
- 花いっぱい運動の推進
- 拡市民農園新規開設（3箇所、うち1箇所の一部を市立第三小学校の学童農園として活用）
- 拡都市農業育成対策事業の拡充
- 新農業マルシェの開催
- 次期調布市一般廃棄物処理基本計画の策定
- 仙川汚水中継ポンプの自然流下化に向けた管路新設工事

関連事業

重点プロジェクト 3 高齢者・障害者にやさしいだれもが安心して住み続けられるまちをつくる



高齢者の暮らしを支える

- 地域包括支援センターの充実…………… 3億2100万円
- 拡介護予防・日常生活支援総合事業の展開…………… 5億9300万円

障害者の暮らしを支える

- 拡障害者の就労支援…………… 7000万円
- 拡障害児・者医療的ケア支援事業…………… 700万円

地域福祉を推進する

- 地域福祉コーディネーター事業の推進…………… 6700万円
- 福祉人材育成事業の推進…………… 2100万円

- 再犯防止推進計画の策定
- 拡地域密着型サービス整備に対する補助の実施
- 拡デジタル機器活用高齢者健康増進事業（CDC事業）の実施
- 拡認知症支援の充実（認知症検診の実施）
- 新子宮頸がんリスク検査事業の実施
- 拡HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種の積極的勧奨の再開
- 新がん患者に対するウィッグなどの購入費助成の実施
- パラハートちようふの取り組み推進（障害者余暇活動支援事業（ほりで〜ばらん）など）

関連事業

その他の事業

- 次期総合計画策定と併行した（仮称）公共施設マネジメント計画の策定
- 拡総合福祉センター、グリーンホールに関する整備
- 新公有地活用法検討調査（第七機動隊跡地）
- 新深大寺老人憩の家跡地活用等検討調査（土地造成の手法検討調査）
- 新グリーンセンター跡地活用における公民連携事業（ふじみ交流プラザの設置・管理運営）
- 新中央高速道路耐震改修工事に伴う対応（一時移転、解体設計、再建築手法検討調査）
- 新地域福祉センターにおけるWi-Fi環境整備および予約システム導入に向けた取り組みの推進
- （仮称）道路総合管理計画および関連諸計画の策定に向けた検討
- 拡公立（公設民営）保育園の公私連携型保育所への移行（ひまわり保育園）
- 拡児童館における民間活力の活用（緑ヶ丘児童館、国領児童館学童クラブ）
- 拡市税・国民健康保険税の収納におけるアプリ・クレジットカード決済の活用
- 拡マイナンバーカードの交付促進、「ぴったりサービス」の拡充
- 調布市男女共同参画推進プラン（第5次）に基づく各種事業の推進
- 次期調布市人材育成基本方針の策定
- 働き方改革の推進に向けた取り組みの推進
- 調布スマートシティ協議会における産学官民連携による取り組みの検討・推進
- 水木しげる氏生誕100周年記念プロジェクト（平和施策を含むさまざまな取り組みによる「水木マンガの生まれた街 調布」の更なる推進）

●災害時の情報収集は調布FM（83.8MHz）で

災害時、市内の詳細な被害状況、避難情報、生活情報などの確かな災害情報を提供します。調布FMを聞く方法／ラジオ：83.8MHz（ハミングハート）、パソコン：[listenRadio] または「サイマルラジオ」、スマートフォン：無料アプリ [listenRadio] 調布FM ☎483-0838（広報課）

令和4年度

上半期の財政状況

固財政課 ☎481-7304



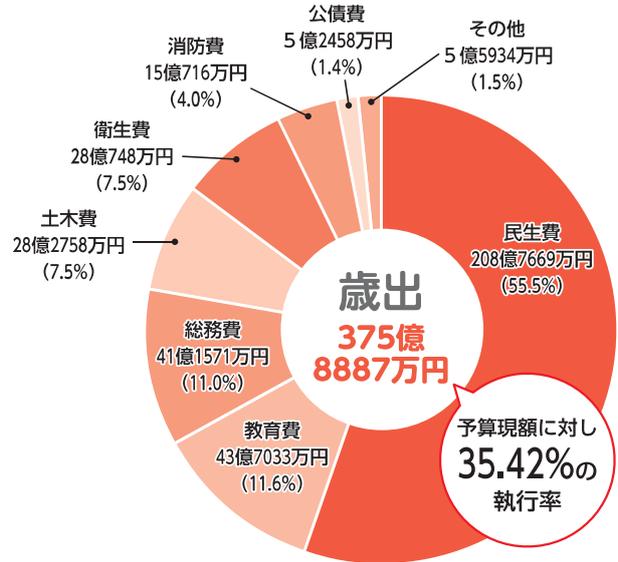
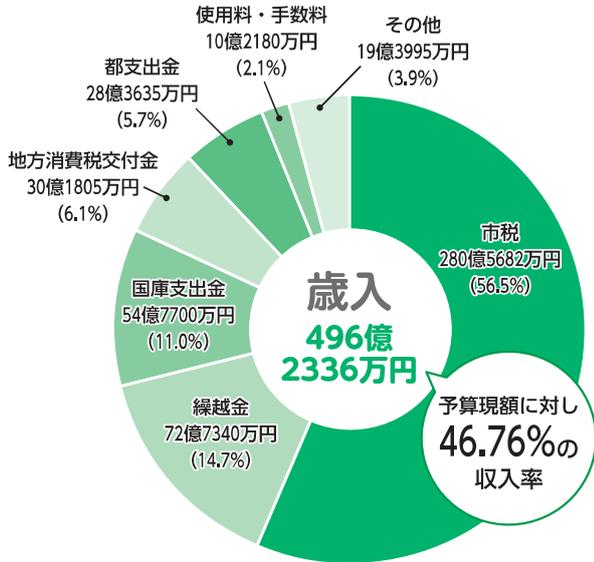
年2回、財政状況と決算状況を公表し、市の財政がどのように運営されているのかをお知らせしています。詳細は市區でもご覧になれます。

(注)金額は表示単位未満を四捨五入しているため、表記額と合計額が一致しない場合あり

一般会計の執行状況

一般会計／市税、補助金、市債を財源に市民サービスの提供、都市基盤の整備などを行う会計
 予算現額／当初予算に補正予算による増減や前年度からの繰越事業費を加えたもの

予算現額1061億2614万円



市民1人当たりの市税負担額状況

市税調定額(461億751万円余)を人口23万8713人(いずれも9月30日時点)で割ると、1人当たりの市税負担額は19万3150円です。この市税負担額に支出済額の目的別の割合をかけて、市税が目的別にどのくらい活用されているか算出しています。

議会費 1276円 市議会の運営に関する経費	総務費 2万1148円 市役所の運営、文化・コミュニティの振興などに関する経費	民生費 10万7275円 子どもから高齢者までの福祉などに関する経費
衛生費 1万4426円 市民の健康管理、ごみ処理などに関する経費	労働費 174円 市内の勤労者互助会、労働振興などに関する経費	農業費 271円 市内農業の育成、市民農園の運営などに関する経費
商工費 1153円 市内商工業の振興や観光に関する経費	土木費 1万4530円 道路や公園の整備などに関する経費	消防費 7744円 市内の地域防災対策などに関する経費
教育費 2万2457円 小・中学校などの教育関係・スポーツなどの社会教育に関する経費	公債費 2696円 公共施設の建設など多額の支出をするために借入れたお金の返済に関する経費	

特別会計の執行状況

特別会計／特定の事業を行うための会計

事業名	予算現額	収入済額	支出済額
		収入率(%)	執行率(%)
国民健康保険事業	218億9200万円	74億5690万円 34.1%	78億900万円 35.7%
用地	11億3860万円	765万円 0.7%	765万円 0.7%
介護保険事業	173億1370万円	72億6228万円 41.9%	69億7966万円 40.3%
後期高齢者医療	57億2737万円	12億7458万円 22.3%	18億6557万円 32.6%
合計	460億7167万円	160億141万円 34.7%	166億6187万円 36.2%

*収入済額を超過する支出済額(不足額)は、一般会計などの資金を一時運用

公営企業会計(下水道事業)の執行状況

	収入	支出
予算現額	61億8377万円	65億672万円
執行額	28億3397万円	20億2732万円
執行率(%)	45.8%	31.2%

公営企業会計／経営内容の明確化などのため、発生主義・複式簿記で収支を把握する会計

*執行額は調定額・支出決定額を表す

市債現在高の状況

市債とは、短期間に多額の財源を必要とする事業に充てるため、国・東京都などから借入れる資金で、毎年返済しています。資金の調達だけでなく、事業にかかったお金を後年度へ平準化し、世代間の負担を公平にする効果があります。

●一般会計

区分別	市債残高	構成比率(%)	区分別	市債残高	構成比率(%)
土木債	163億9815万円	41.6	衛生債	17億4975万円	4.4
教育債	102億2365万円	25.9	消防債	10億545万円	2.6
総務債	42億1264万円	10.7	減税補填債	4億4352万円	1.1
臨時財政対策債	33億1949万円	8.4	枠外債	3850万円	0.1
民生債	20億5736万円	5.2	災害援護資金貸付金債	320万円	0.0
			合計	394億5171万円	100.0

●下水道事業会計

区分別	企業債残高	構成比率(%)
下水道事業債	69億6467万円	100.0



★紙面上では市外局番042の表記を省略しています ★講師や出演者の敬称を省略しています
 ★「全〇回」と表記している事業は全日程参加が原則です ★金額は税込です



令和4年度 下半期の財政状況

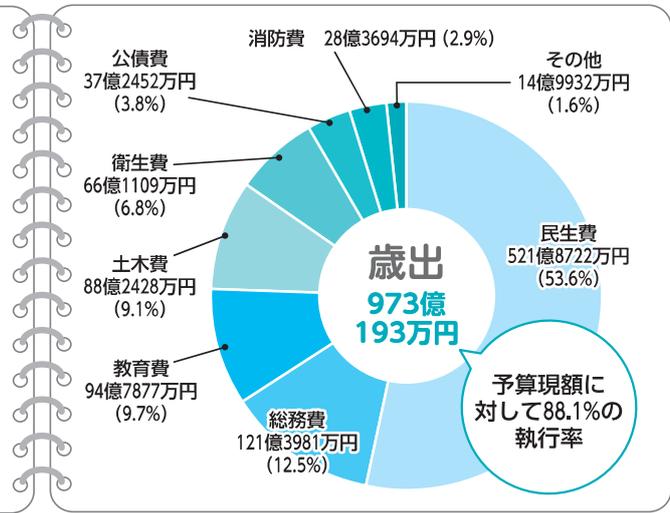
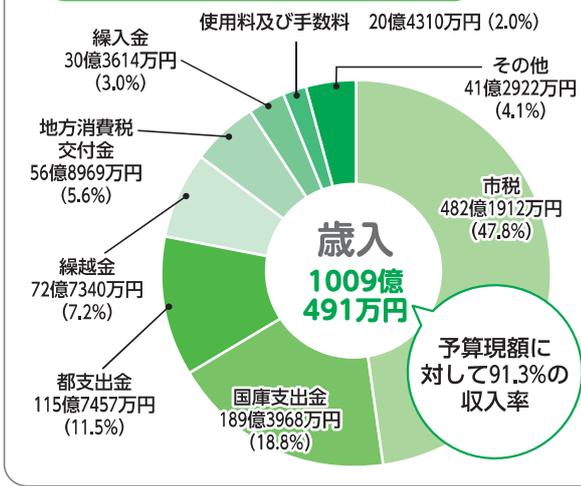
閲覧・問い合わせ / 財政課 ☎481-7376

令和4年度下半期(令和5年3月31日現在)の財政状況は以下の通りです。
※当初予算に7回の補正予算と令和3年度からの繰越事業費を追加した予算現額に対する収入率、執行率など
(注)千円単位を四捨五入し、万円単位で表記。表記されている額とパーセント数値が一致しない場合あり。令和5年4・5月の出納整理期間に収入・支出した金額は対象外

一般会計の執行状況

一般会計 / 市税や国・都からの補助金、市債などを財源として、市民サービスの提供、都市基盤の整備などを行う会計
予算現額 / 当初予算に、補正予算による増減と前年度の繰越事業費を加えたもの

予算現額1104億9227万円



市民1人当たりの市税負担額状況

令和5年3月31日現在の市税調定額(488億5910万円余)を、同時期の人口23万8952人で割ると、1人当たりの市税負担額は20万4472円です。この市税負担額に、支出済額の目的別の割合をかけると、どの目的でいくらく活用されるかが分かります。

議会費 1035円 市議会の運営に関する経費	総務費 2万5510円 市役所の運営、文化・コミュニティの振興などに関する経費	民生費 10万9666円 子どもから高齢者までの福祉などに関する経費
衛生費 1万3892円 市民の健康管理、ごみ処理などに関する経費	労働費 112円 市内の勤労者互助会、労働振興などに関する経費	農業費 227円 市内農業の育成、市民農園の運営などに関する経費
商工費 1777円 市内商工業の振興や観光に関する経費	土木費 1万8544円 道路や公園の整備などに関する経費	消防費 5962円 市内の地域防災対策などに関する経費
教育費 1万9920円 小・中学校の教育・スポーツなどの社会教育に関する経費	公債費 7827円 公共施設の建設など多額の支出をするために借入れたお金の返済に関する経費	

特別会計の執行状況

特別会計 / 特定の事業を行うため、または特定の収入で支出するための会計

事業名	予算現額	収入済額		支出済額	
		収入率 (%)	金額	執行率 (%)	金額
国民健康保険事業	220億6789万円	92.6	204億3232万円	91.8	202億4777万円
用地	14億9050万円	100.0	14億9049万円	100.0	14億9049万円
介護保険事業	173億922万円	98.4	170億4027万円	90.7	157億422万円
後期高齢者医療	58億930万円	99.2	57億6541万円	99.3	57億6662万円
合計	466億7690万円	95.8	447億2850万円	92.6	432億911万円

※収入済額を超える支出済額(不足額)は、一般会計などの資金を一時運用

市債残高の状況

一般会計

区分別	市債残高(構成比率(%))
土木債	150億3084万円 (41.3)
教育債	95億3223万円 (26.2)
総務債	39億8991万円 (11.0)
臨時財政対策債	30億6895万円 (8.4)
民生債	18億3148万円 (5.0)
衛生債	16億3025万円 (4.5)
消防債	9億6331万円 (2.6)
減税補填債	3億5020万円 (0.9)
枠外債	3300万円 (0.1)
災害援護資金貸付金債	320万円 (0.0)
合計	364億3337万円 (100.0)

市債とは、短期間に多額の財源を必要とする事業に充てるため、国・東京都などから借り入れる資金で、毎年返済していきます。市債には、資金調達や事業にかかった経費を平準化し、世代間の負担を公平にする効果があります。

公営企業会計(下水道事業)

区分別	市債残高
下水道債	78億1702万円

公営企業会計(下水道事業)の執行状況

	収入	支出
予算現額	58億5622万円	61億8738万円
執行額	55億1491万円	57億5121万円
執行率 (%)	94.2	93.0

※下水道事業は令和2年度から公営企業会計に移行
※執行額は調定額・支出決定額を表す

公営企業会計 / 経営内容の明確化などのため、発生主義・複式簿記により収支を把握する会計(資産・負債・資本・収益・費用の増減を伴う全ての取引活動を記録し、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成)

審議会等の会議の傍聴

※車いすや手話通訳を希望する場合は要事前相談

第2回地域福祉推進会議
 日 6月22日(休)午後6時30分～8時
 所 文化会館たづくり10階1001学習室
 定 当日先着5人
 調 福祉総務課 ☎481-7101

第6回障害者総合計画策定委員会
 日 6月22日(休)午後7時～9時(受付6時40分～)
 所 総合福祉センター2階201～203会議室
 定 当日先着5人
 調 障害福祉課 ☎481-7135・☎481-4288

令和5年公民館運営審議会第3回定例会
 日 6月27日(休)午後2時～(受付1時45分～)
 所 東部公民館学習室
 定 当日先着5人
 調 東部公民館 ☎03-3309-4505

●災害時の情報収集は調布FM(83.8MHz)で 災害時、市内の詳細な被害状況、避難情報、生活情報などの確かな災害情報を提供します。
調布FMを聞く方法/ラジオ: 83.8MHz(ハミングハート)、パソコン: [ListenRadio] または「サイマルラジオ」、スマートフォン: 無料アプリ「ListenRadio」
調布FM ☎483-0838

Topics トピックス

令和4年度新型コロナウイルス感染予防対策補助金の申請受付期間などの延長と一部要件緩和

申請受付期間／令和5年1月31日(火)まで (必着)
補助対象期間／令和4年3月1日～令和5年2月28日(火)

市内に事業所を構え、営業している中小企業など(過去に本補助金の交付を受けた事業所は対象外)。ただし①は、令和2・3年度に本補助金の交付を受けた事業所も、新たな経費を申請可(今年度交付決定者を除く)

①感染予防対策として購入する備品(空気清浄機など)の費用
 補助率3分の2(補助限度額10万円)(単価が1万円以上または総額3万円以上の既製品(オーダー品含む))

②感染予防対策として行う工事(換気設備の設置など)の費用 商工会HP
 補助率3分の2(補助限度額50万円)

※金額は税抜き。補助対象は調布市商工会を要確認

必要書類(調布市商工会から印刷可)を〒182-0026小島町2-36-21調布市商工会 ☎485-2214に持参または郵送 (産業振興課)



調査にご協力

①調布市民福祉ニーズ調査
 住民基本台帳から無作為に抽出した方に10月中旬に調査票をお送りします。また、地域福祉に関することを少人数で気軽に話し合い、考える場として、福祉圏域ごとに住民懇談会を実施します。
 ※専門機関などが地域で顔の見える関係を作り、複合的な問題を抱える方や家族を支援するため、複数の小学校区で構成される8つの圏域

住民懇談会のスケジュール

日程	会場	福祉圏域
10月29日(出)	緑ヶ丘地域福祉センター大集会室	緑ヶ丘・滝坂 若葉・調和
11月6日(日)	文化会館たづくり9階研修室	第一・富士見台・多摩川 第三・石原・飛田給
12日(出)	ふじみ交流プラザ1階集会室	上ノ原・柏野 北ノ台・深大寺
19日(出)	市民プラザあくろす3階あくろすホール	第二・八雲台・国領 染地・杉森・布田

午前10時～正午
 ☎☎電話・Eメール・FAXで住所・氏名・電話番号・会場・手話通訳希望の有無を各日程3日前の午後5時までに福祉総務課 ☎481-7101・☎481-7058
 E-mail: fukusou@w2.city.chofu.tokyo.jp

②調布市民の健康づくりに関する意識調査
 住民基本台帳から20歳以上の方4000人と中学・高校生800人を無作為に抽出し、10月上旬に調査票をお送りします。
 健康推進課 ☎441-6100

深大寺・佐須地域農業公園の見学を開始

イベントや講座を通じ市民が農と触れ合う拠点として、深大寺南町2丁目に市内初の農業公園を開園しました。
 今年度は収穫体験を予定しています。イベント情報や作物の生育状況などは現地案内板と市で随時お知らせします。
 毎週火～木曜日の午前10時～午後3時
 深大寺南町2-1-4、深大寺南町2-24-5
 緑と公園課 ☎481-7083

基本計画に関するタウンミーティング

次期基本計画の策定に向け、市民の皆さんと将来のまちづくりについて、ワークショップ形式で考えます。
 10月30日(日)午前10時～正午 31日(月)午後7時～9時 ※各回同内容
 50人(多数抽選) 原則オンライン(Zoom) ※オンライン参加が難しい場合は市役所での参加も可
 Eメール、電話などで氏名・Eメールアドレス・参加日・希望する参加場所を10月26日(火)までに企画経営課 ☎481-7369
 E-mail: kihonkeikaku@w2.city.chofu.tokyo.jp

住民税非課税世帯への臨時特別給付金は10月31日(月)までに手続きを

令和4年度住民税均等割の非課税世帯に、「臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しています。9月26日時点で返送が確認できていない世帯へはがきを送付しました。まだ返送していない対象世帯は、10月31日(月)(必着)までに必要書類一式を返信用封筒で返送してください。

【支給対象世帯】
 以下の全てに該当する世帯です。
 ・令和3年12月10日時点で区市町村の住民基本台帳に記録されている
 ・基準日(令和4年6月1日)時点で調布市に住民登録がある
 ・世帯員の全員が、令和4年度分の住民税均等割が非課税である
 ・世帯員の全員が、住民税が課税されているほかの親族の扶養を受けている世帯でない
 ・世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である方がいない

【対象とならない世帯】
 ①令和3年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給対象(期限までに申請しなかった、辞退した、他自治体で受給した世帯を含む)
 ②家計急変世帯としてすでに臨時特別給付金を受給した
 ③上記①②の世帯の世帯主だった方を含む
 ④租税条約による住民税の免除を届け出ている方を含む
 ※令和4年6月2日以降に調布市に転入した世帯は、調布市からの案内は届きません。詳細は令和4年6月1日時点で住民票があった自治体へ要確認

支給額／1世帯当たり10万円(銀行口座に振込)
支給時期／市が確認書を受理した日から4～6週間程度
 確認書の再発行を希望する場合は、コールセンターへ要連絡
 調布市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター
 ☎0120-120-325 (平日午前9時～午後5時)

令和3年度健全化判断比率等の公表

財政運営に関する実質的な赤字や将来負担を表す「健全化判断比率」と、公営企業の実質的な資金不足に関する「資金不足比率」をお知らせします。

市の健全化判断比率 (%)

年度	区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3	健全化判断比率	-	-	0.7	8.2
	早期健全化基準	11.28	16.28	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	-
令和2	健全化判断比率	-	-	0.4	11.6
	早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	-

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「-」表示。実質収支は約67億1000万円(13.91%)の黒字、連結実質収支は約78億1000万円(16.20%)の黒字

市の公営企業資金不足比率 (%)

区分	年度	公共下水道事業
資金不足比率	令和3	-
	令和2	-
経営健全化基準		20.0

※資金不足額がないため「-」表示

●監査委員の審査意見
 いずれも早期健全化基準などを下回っており、財政収支が不均衡な状況またはその他の財政状況が悪化した状況とは認められなかった。引き続き財政の健全化に努めること。
 用語の解説など詳細は市参照
 財政局 ☎481-7376

副市長の就任

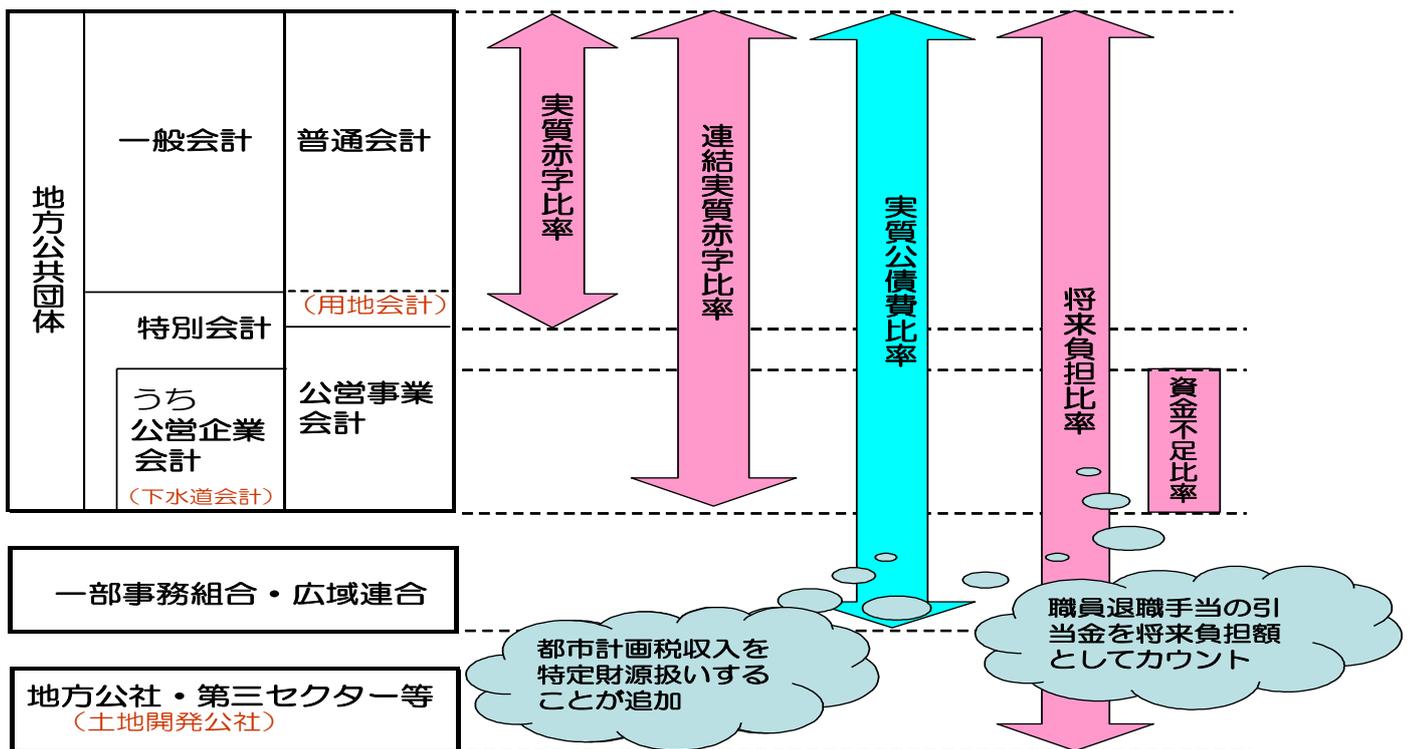
令和4年第3回調布市議会定例会で同意を得て、田中 健を10月1日付で副市長に選任しました。
 東京都に入都後、都市整備局、都民安全推進本部、総務局などを経て、就任しました。
 任期は令和8年9月30日までの4年間です。(総務課)



凡例 日⇒日時 程⇒日程 期⇒期間 時⇒時間 所⇒会場・場所 集⇒集合時間・場所 種⇒種類 対⇒対象 内⇒内容 講⇒講師 出⇒出演・演奏 定⇒定員 費⇒費用 保⇒保育 持⇒持ち物 締⇒締め切り 申⇒申し込み・申請 他⇒その他 主⇒主催 共⇒共催 後⇒後援 問⇒問い合わせ ホーム⇒ホームページ E⇒Eメール

XII 健全化判断比率等の概要

- ◆健全化判断比率(4指標)等の概要
- ◆用語の説明と令和4年度健全化判断比率等



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月法律第94号)に基づく健全化判断比率(4指標)等の概要

この健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化を維持・向上させるための制度として、主に以下の内容を補い、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表を義務化した制度として設けられ、平成19年度決算から適用となり、監査委員の意見を付して議会に報告し、広く公表させるものです。各健全化判断比率に応じて、一定の比率を超過した場合には、早期健全化計画(イエローカード)・再生計画(レッドカード)・公営企業の経営の健全化を図るための計画の策定が必要となります。

- (1) 普通会計を中心にした収支の指標のみで、現在及び将来の負債等が明らかでなかった。
- (2) 公営企業に対する早期是正機能がなかった。

北海道夕張市で明らかになった第3セクターを含めた債務超過等を背景とし、その計画の取り組み状況を毎年議会に報告させ、公表させることによって、地方公共団体の財政破綻を防ぐための制度として創設されたものです。

「地方財政健全化法」の概要

I 健全化判断比率の公表など

○	地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区。)は、毎年度、以下の健全化判断比率を当該地方公共団体の監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。※以下、令和4年度決算の事例
◆	実質赤字比率(※) 早期健全化基準 11.25%・①財政再生基準 20.0%超過
◆	連結赤字比率(※) 早期健全化基準 16.25%・②財政再生基準 30.0%超過
◆	実質公債費比率(※) 早期健全化基準 25.00%・③財政再生基準 35.0%超過
◆	将来負担比率(※) 早期健全化基準 350.0%

II 財政の早期健全化(イエローカード)

1 財政健全化計画

○ 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

2 財政健全化計画の策定手続等

○ 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。又、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

○ 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告を行なう。

Ⅲ 財政の再生（レッドカード）

1 財政再生計画

○ 再生判断比率（Ⅰの①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

○ 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。

○ 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

○ 財政再生計画を定めている地方公共団体は（財政再生団体）、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 地方債の起債の制限

○ 再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

○ 財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起すことができる。

Ⅳ 公営企業の経営の健全化

○ 公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率（※）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱの2、3及びⅤの1と同様の仕組みを設ける。

Ⅴ その他

1 外部監査

○ 地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

2 施行期日等

○ 健全化判断比率の公表は平成19年度決算分から、他の義務付け規定については地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。

令和4年度健全化判断比率等

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	1.1 (25.0)	3.9 (350.0)
	※資金不足比率		
	—		

参考 令和3年度健全化判断比率等

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	0.7	8.2

※令和3年度の公営企業における資金不足比率は「-」。

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、資金不足額又は将来負担額がない場合は当該比率の欄については、「—」を記載している。
- 2 それぞれの欄（資金不足比率の欄を除く。）の括弧内に早期健全化基準の比率を記載している。
- 3 連結実質赤字比率の欄に内訳として公営企業会計（調布市下水道事業会計）の資金不足比率を記載している。

健全化判断比率（4指標）等の推移

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実質赤字比率	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	2.2%	2.3%	1.8%	1.3%	0.7%
将来負担比率	8.3%	3.9%	-	-	0.7%
資金不足比率	-	-	-	-	-

※実質公債費比率は3ヵ年平均

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実質赤字比率	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	0.5%	0.3%	0.4%	0.7%	1.1%
将来負担比率	6.8%	9.7%	11.6%	8.2%	3.9%
資金不足比率	-	-	-	-	-

※実質公債費比率は3ヵ年平均

【用語説明と令和4年度健全化判断比率等の算出内容】

標準財政規模

健全化判断比率を算定する際の基準額として用いられる額で、地方交付税算定上の地方公共団体の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額を加算した額

令和4年度決算で用いる額

51,836,767 千円

実質赤字比率

一般会計・用地会計・受託水道事業会計の決算を対象（一般会計等）とし、重複分を純計した実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質赤字比率	{ 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額) } ÷ 標準財政規模
繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を繰り延べた額
事業繰越	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

①	②	③
一般会計等の 実質赤字額	一般会計 実質収支額	用地会計 実質収支額
0	4,376,880	0

(単位：千円)

④
標準財政規模
51,836,767

※実質赤字額がない場合：上記の算出で▲実質収支比率となります。

算定式

$$\frac{① - ② - ③}{④} = \frac{\blacktriangle 4,376,880}{51,836,767}$$

調布市 令和4年度決算における実質赤字比率（令和4年度実質収支額 4,376,880千円）

実質赤字比率	▲8.44%
早期健全化基準	11.25%・財政再生基準 20.00%超過
参考 3年度比率	▲13.91%

連結実質赤字比率

全会計（一般会計等・国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療・下水道事業）を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率	{ (①+②) - (③+④) } ÷ 標準財政規模⑤
①	一般会計及び公営企業会計（地方公営企業法適用・同法非適用）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
②	公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
③	一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
④	公営企業の会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

①	②	③	④
一般会計等・国保・ 介護・後期高齢 会計の実質赤字	公営企業会計 (下水道事業) の実質赤字	一般会計等・国保・ 介護・後期高齢 会計の実質黒字	公営企業会計 (下水道事業) の実質黒字
0	0	4,882,659	761,078

(単位：千円)

⑤
標準財政規模
51,836,767

算定式

$$\frac{\{ (①+②) - (③+④) \}}{⑤} = \frac{\blacktriangle 5,643,737}{51,836,767}$$

調布市 令和4年度決算における連結実質赤字比率（令和4年度連結実質収支額 5,643,737千円）

連結実質赤字比率	▲10.88%
早期健全化基準	16.25%・財政再生基準 30.0%超過
参考 3年度比率	▲16.20%

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

【毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税で措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合をいう。】

実質公債費比率 ※分子/分母 の3か年平均	【分子】 (元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) <hr/> 【分母】 標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
準元利償還金	③満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たり元金償還金相当額 ④一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの ⑤一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ⑥債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

(単位：千円)

①	④	⑤	⑥	⑦
元利償還金額	下水道事業公債費相当	一部事務組合公債費相当	準公債費の債務負担行為相当	一時借入金
3,724,516	348,927	83,963	53,121	0
⑧	⑨	⑩	⑫	⑭
特定財源	事業費補正算入の公債費	災害復旧費等の基準財政需要額	標準税収入額等	臨時財政対策債発行可能額
1,715,526	234,828	1,477,363	51,836,767	0

算定式 (②・③・⑪・⑬・⑮：調布市は該当なし)

$$\frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7} - \textcircled{8} - \textcircled{9} - \textcircled{10} - \textcircled{11} - \textcircled{15}}{\textcircled{12} + \textcircled{13} + \textcircled{14} - \textcircled{9} - \textcircled{10} - \textcircled{11} - \textcircled{15}} = \frac{4,210,527 - 3,427,717}{51,836,767 - 1,712,191} = \frac{782,810}{50,124,576}$$

= 1.56 (令和4年度単年度)

調布市 令和4年度決算における実質公債費比率

実質公債費比率 3か年平均 (令和4年度単年度)	1.1% (1.5%)
-----------------------------	----------------

4年度	3年度	2年度
1.56%	1.07%	0.81%

早期健全化基準 25.0%・財政再生基準 35.0%超過

参考 令和3年度比率	0.7% (1.0%)
------------	----------------

3年度	2年度	元年度
1.07%	0.81%	0.30%

対前年度比率のポイント 単年度の増減要因：前年度と比較して0.4ポイント比率が増となった理由は、

【単年度の主な増要因】

- ・分子側の①元利償還金額の増 (+1.6億)
- ・分子側の⑩災害復旧費等基準財政需要額の減 (▲1.3億)

【単年度の主な減要因】

- ・分母側の⑫標準税収入額等の増 (+36.2億)
- ・分子側の⑧特定財源の増 (+0.3億)

上記増要因が減要因を上回ったことにより、令和4年度の単年度比率が上昇し、令和元年度の単年度比率を上回ったことから、3か年平均の比率も上昇した。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率

将来負担比率	【分子】 将来負担額 — (充当可能基金＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) 【分母】 標準財政規模 — 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
将来負担額	①一般会計等の地方債現在高 ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの） ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ④調布市が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる調布市からの負担金の支出見込額 ⑤退職手当負担見込額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の支出見込額 ⑥調布市が設立した一定の法人の負債の額、その法人のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ⑦連結実質赤字額 ⑧一部事務組合等の連結実質赤字額のうち、一般会計等の支出見込額

(単位：千円)

①	②	③	④	⑤	⑥
地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額
39,457,371	2,044,206	4,612,039	628,273	8,355,049	0

⑨	⑩		⑪	⑫
充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額	標準財政規模
25,805,018	17,260,228	17,227,228	10,051,695	51,836,767

⑬	⑭	①～⑧の合計
災害復旧費等の基準財政需要額	事業費補正算入の公債費	将来負担額
1,477,363	234,828	55,096,938

算定式（⑦・⑧：調布市は該当なし）

$$\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}+\text{⑦}+\text{⑧}-\text{⑨}-\text{⑩}-\text{⑪}}{\text{⑫}-\text{⑬}-\text{⑭}} = \frac{55,096,938 - 53,116,941}{51,836,767 - 1,712,191} = \frac{1,979,997}{50,124,576}$$

調布市 令和4年度決算における将来負担比率

将来負担比率	3.9%
早期健全化基準	350.0%
参考 令和3年度比率	8.2%

対前年度比率のポイント 増減要因：前年度と比較して4.3ポイント比率が減となった理由としては、

【単年度の増要因】

- 分子側の⑩充当可能特定歳入の減（▲23.5億）
- 分子側の⑪基準財政需要額算入見込額の減（▲12.7億）

【単年度の減要因】

- 分子側の⑨充当可能基金の増（＋28.1億）
- 分子側の②債務負担行為に基づく支出予定額の減（▲12.4億）

上記減要因が増要因を上回ったことにより、比率が改善した。

公営企業における資金不足比率

連結実質赤字比率の算定基礎として用いられる公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率
 ※公営企業会計（下水道事業会計が該当）

公営企業の資金不足比率	資金の不足額÷公営企業の事業の規模
資金の不足額	一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
事業の規模	料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

①	②	③	⑥
流動負債－ 控除企業債等	算入地方債	流動資産	資金不足額 ①+②-③
665,958	0	1,427,036	▲ 761,078

(単位：千円)

⑫
事業の規模
2,868,869

算定式（④・⑤該当なし・⑦～⑪省略）

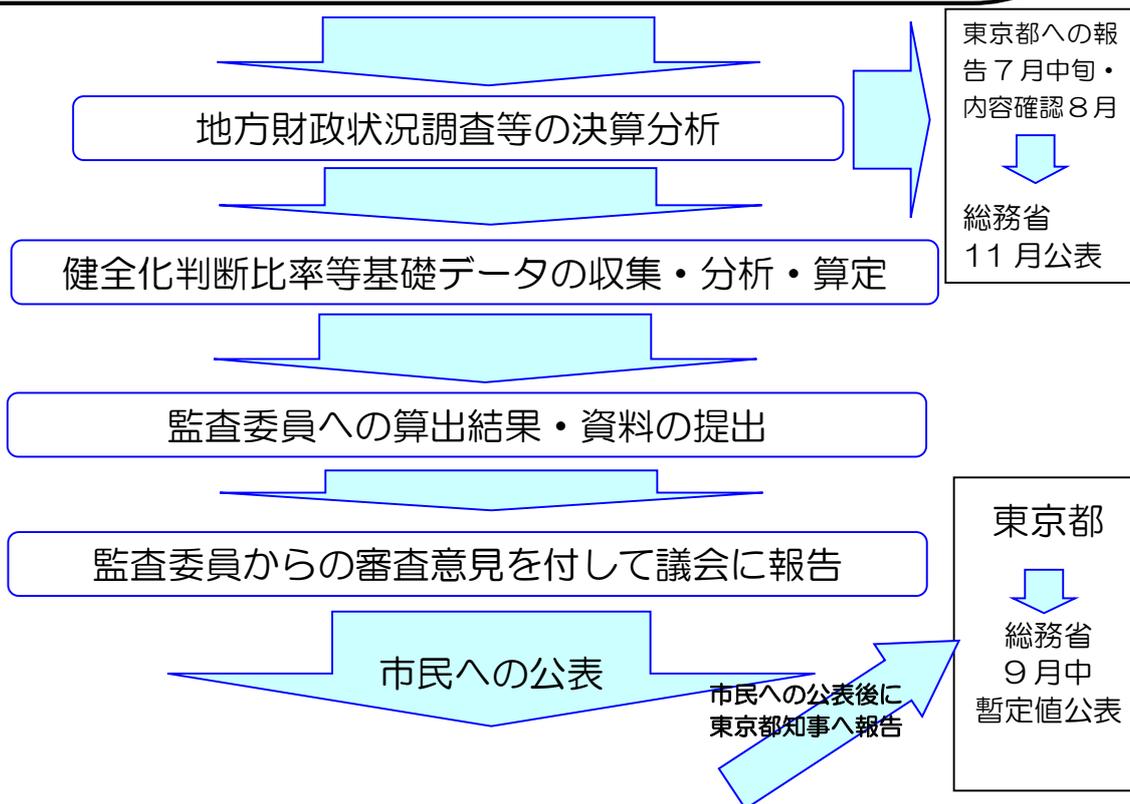
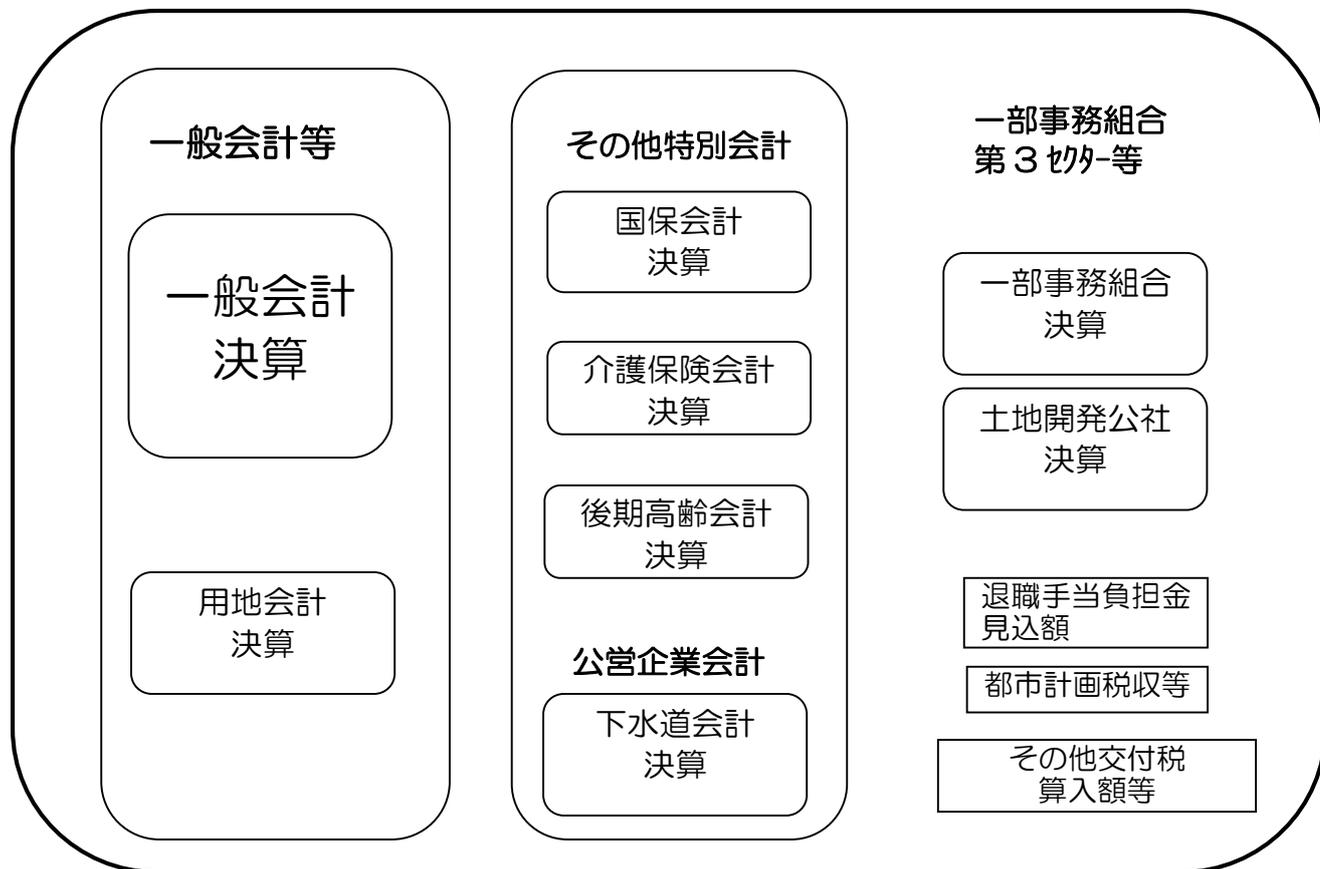
$$\begin{array}{rcl} \text{⑥} & = & \text{▲ 761,078} \\ \hline \text{⑫} & = & \text{2,868,869} \end{array}$$

調布市 令和4年度決算における資金不足比率

資金不足比率	▲26.5%
経営健全化基準 20.0%	
参考 令和3年度比率	▲14.1%

健全化判断比率等の事務フロー

調布市における連結ベースの対象



制度の解説等

1 地方財政再建制度の見直し

従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（再建法）」を中心として組み立てられてきました。再建法は、昭和29年度の赤字団体の財政再建手続（本再建）に対する特別措置であり、それ以降の年度における赤字団体に対しては本再建の規定を準用する仕組（準用再建）とされてきました。

この制度では、主に次のような課題がありました。

- ① 財政の健全性を把握するためのわかりやすい財政指標がないこと。
- ② 再建団体の基準しかなく、早期に是正を促していく機能がないこと。
- ③ 再建団体を判定する基準は、実質収支比率（フロー指標）を唯一の指標として使っているため、他のフロー指標の悪化や、ストック指標に課題がある場合であっても対象とならないこと。また、主として普通会計のみを対象としており、公営企業や地方公社などとの関係が考慮されていないこと。
- ④ 本再建では財政再建債などの法に定める支援があったが、準用再建では法に基づく財政支援措置はなく、再建を促進するための仕組が限定的であること。

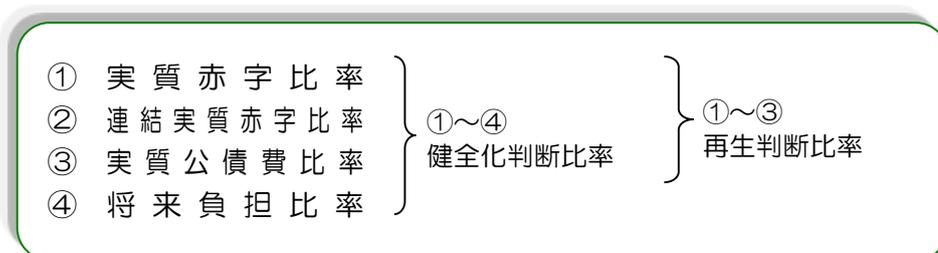
そこで、これらの課題を克服するため、新たな地方公共団体の再生法制が議論されました。透明なルールに基づく早期健全化の枠組を設け、それでも改善しない場合に再生の枠組に移行するという2段階の新たな手続を構築するのが、今回の『地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法という。」）』です。

なお、今回の財政健全化法の施行に伴い、「地方財政再建促進特別措置法」に基づく再建制度と、「地方公営企業法・第7章財政の再建」に基づく公営企業の再建制度は廃止になりました。

2 新たな再生法制の概要

(1) 健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。



(2) 財政健全化計画

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。これは、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都知事に報告しなければなりません。

(3) 財政再生計画

再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。これは、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都知事を經由して総務大臣に報告しなければなりません。

(4) 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

(5) 経営健全化計画

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。これは、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都知事に報告しなければなりません。

(6) 外部監査

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合・資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

※ 根拠法令

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）	施行日 平成20年4月1日
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）	施行日 平成20年4月1日
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）	施行日 平成20年4月1日

3 財政指標の意義

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を地方公共団体の一般財源の標準規模を表わす標準財政規模の額で除して得た指標です。

地方公共団体の会計は、単年度において収支が均衡することが大原則ですが、やむを得ず赤字が生じたときは、次年度の歳入を繰り上げて充用することになっています。この繰上充用額が、その年度の形式的な赤字額ということです。

ところで、形式的には赤字に該当しなくとも、歳入の不足が生じた場合に、その年度に支払うべき債務を次年度に繰り延べたり、その年度に執行すべき事業を次年度に繰り越したりすることは、実質的には赤字と同様の性格を有するものです。

そこで、本件指標においては、形式的な赤字額のみではなく、これらの要素も加算した実質的な赤字額により比率を算定します。

ある年度の赤字が解消できないと、翌年度に繰り越され、翌年度においてその分の歳入確保・歳出削減ができなければさらに繰り越され、赤字が累積してしまい、瞬く間に解消不可

能な金額に膨らんでしまうこともありえます。この比率が高くなるほど深刻な事態になります。まずは、赤字を出さないように財政規律を守っていくことが基本であり重要です。

(2) 連結実質赤字比率

地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を、標準財政規模の額で除して得た指標です。

従来の制度では、一般会計等に属さない特別会計については、地方公営企業法の当然適用事業（水道、交通事業など7事業）と一部適用事業（病院事業）についてのみ、地方公営企業法に基づく再建制度が設けられていました。そのため、地方財政法上の公営企業であっても、地方公営企業法の適用義務がないもの（例えば、下水道事業、観光施設事業、宅地造成事業など）については再建制度の対象になっていませんでした。また、国民健康保険事業や介護保険事業などの会計についても同様でした。

公営事業会計は、料金収入などを主な財源として運営されるものですが、赤字経営であるケースも少なくなく、これらの会計の経営状況が悪化すると、一般会計からの負担も増大することとなります。そこで、これらの会計におけるすべての赤字・黒字の要素を合算して比率を算定し、地方公共団体全体における収支が健全かどうか把握しようとするものです。

連結決算の赤字も、この比率が高くなるほど解消が困難になったり、解消期間が長期に及んだりする可能性があります。万が一、連結赤字が生じてしまった場合は、その原因を明らかにするとともに、早期に十分な対策を講ずる必要があります。

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等の歳出のうち、義務的経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基本とする額で除して得た数値の3ヵ年平均値による指標です。

公債費や公債費に準じた経費は、ひとたび増大してしまうと、短期間で削減したり先送りすることが困難なものです。そこで、一定以上の規模にならないようにすることが重要です。

この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。

本件指標は、地方財政法第5条の4に基づき、平成18年度から地方債の協議・許可制度においても用いられているものです。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負債額を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金等の額を控除した上で、標準財政規模を基本とする額で除して得た指標です。

(1)～(3)の3つの指標は、フロー指標といわれるもので、当該年度における現金の流れによる状況を示すものですが、これらだけでは地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しが十分につかめません。本件指標は新たに導入されたストック指標です。

この指標を算定するに当たっての将来負担額には、一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額、地方公社の負債額や第三セクター等のために債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などが含まれることとされています。

この比率が高い場合は、当該団体の標準財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、今後の財政運営が圧迫される可能性があることから、注意していく必要があります。

(5) 資金不足比率

公営企業会計ごとに算定するもので、一般会計での実質赤字に相当する資金不足額を、営業収益の額などから算定する事業規模で除して得た指標です。

財政健全化法においては、地方公共団体の全会計を通じた連結実質赤字比率の算定において、個別の会計ごとに公営企業会計の資金不足額を求め、算入するとともに、個別資金の不足比率を算定することとなります。

公営企業が提供する住民サービスは、上・下水道、病院など住民の日常生活に欠くことができないものが多い上に、その経営悪化が住民生活に多大な影響を与える可能性があるため、このような事態が生じないよう経営が悪化する初期段階から自律的な経営改善を促し、個々の公営企業の経営悪化が一般会計等に与える影響を未然に防止するなどの観点から、公営企業の経営の健全化については、地方公共団体全体の財政の早期健全化・再生の仕組みとは別に、早期の経営健全化のための制度が設けられています。

この比率が高くなるほど、料金収入等により資金不足を解消することが難しくなりますので、経営状況に問題があることとなります。

4 基準値

(1) 実質赤字比率

早期健全化基準	11.25～ 15.00%	現行の地方債の協議・許可制度における許可制移行基準（市町村＝2.5～10%）と財政再生基準との中間値をとって定められた。
財政再生基準	20.00%	現行再建法の起債制限の基準（市町村＝20%）に準じて定められた。

※早期健全化基準の算出

$$[1/5 + (\text{地方財政法施行令第8条第2項の規定により算定した額(A)} \div \text{標準財政規模(B)の額})] \times 1/2$$

(A)・・・標準財政規模の額が500億円以上の場合＝標準財政規模(B)の額×1/40

(B)・・・臨時財政対策債の発行可能額を含める取扱いとする。

調布市の事例（令和4年度決算統計数値）

標準財政規模＝51,836,767千円

$$[1/5 + 51,836,767 \times 1/40 \div 51,836,767] \times 1/2 \approx 0.1125 = \mathbf{11.25\%}$$

(2) 連結実質赤字比率

早期健全化基準	16.25～ 20.00%	公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加算して定められた。
財政再生基準	30.00%	上記と同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算して定められた。

※早期健全化基準の算出 実質赤字比率の数値＋1/20

調布市の事例（令和4年度決算統計数値）

$$[0.1125 + 1/20] = 0.1625 = \mathbf{16.25\%}$$

※財政再生基準は、H23年度までの3年間の経過措置を経てH24年度以降は本則

【21】40%→【22】35%→【23】30%→【24～】30%

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準	25.0%	現行の地方債の協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準と同数値とされた。
財政再生基準	35.0%	現行の地方債の協議・許可制度において公共事業等の許可が制限される基準と同数値とされた。

(4) 将来負担比率

早期健全化基準	350.0%	実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案して定められた。
---------	--------	--

(5) 資金不足比率

経営健全化基準	20.00%	現行の地方債の協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して定められた。
---------	--------	--------------------------------------

※基準値の考え方

今回の財政健全化法では、早期健全化基準・経営健全化基準（イエローゾーン）に該当した場合に、早期の健全化の枠組を設け、早期に是正措置を講じることとしました。

この健全化判断比率等だけで、市の財政状況の全てを判断できるものではなく、従来の財政指標である経常収支比率その他様々な指標も併せ、多面的な財政分析を行うとともに、財政の健全性の維持に向けて不断の努力が必要なのは言うまでもありません。調布市においては、この健全化判断比率等の他団体比較などを行いながら、引き続き、健全財政の維持・向上につなげていきます。

5 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

☆早期健全化基準 11.25~15.00%
⇒団体ごと年度別に算定
★財政再生基準 20.00%

一般会計等※を対象とする実質赤字額=(A)+(B)+(C)

(A) 繰上充用額=前年度の歳入不足のため、当該年度の歳入を繰り上げて充用した額

(B) 支払繰延額=前年度の実質上歳入不足のため、前年度に支払うべき債務の支払を当該年度に繰り延べた額

(C) 事業繰越額=前年度の実質上歳入不足のため、前年度に執行すべき事業に係る歳出予算額を当該年度に繰り越した額

※一般会計等=一般会計+特別会計のうち、次のイ~ハ以外のもの(=普通会計)

イ：地方公営企業法の全部適用・一部適用の企業(=法適用企業)に係る特別会計

ロ：地方財政法に規定する公営企業のうち、法適用企業以外のもの(=法非適用企業)に係る特別会計

ハ：イ・ロのほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、農業共済、介護サービス、駐車場、交通災害共済、公営競技、公立大学又は公立大学の医学部・歯学部附属する病院、有料道路の事業に係る特別会計

(2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

☆早期健全化基準 16.25~20.00%
⇒団体ごと年度別に算定
★財政再生基準 30.00%

連結実質赤字額=[(A)+(B)]-[(C)+(D)]

(A)=一般会計又は公営企業(=法適用企業+法非適用企業)以外の特別会計のうち、前年度に実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

(B)=公営企業の特別会計のうち、前年度に資金不足額を生じた会計の資金不足額の合計額

(C)=一般会計又は公営企業以外の特別会計のうち、前年度に実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

(D)=公営企業の特別会計のうち、前年度に資金剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} \textcircled{1}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等の額} \textcircled{2})}{\text{標準財政規模の額} - \text{算入公債費等の額}} \quad \text{の3カ年平均}$$

☆早期健全化基準 25.0%

★財政再生基準 35.0%

① 準元利償還金の内容＝イ～ホの合計額

イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合の1年当たりの元金償還金相当額

ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ：当該団体が加入する組合・当該団体が設置団体である地方開発事業団（＝組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ：一時借入金の利子

② 算入公債費等の額

＝地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

(4) 将来負担比率

$$\frac{\text{将来負担額} \textcircled{1} - (\text{充当可能基金額} \textcircled{2} + \text{特定財源見込額} \textcircled{3} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \textcircled{4})}{\text{標準財政規模の額} - \text{算入公債費等の額}}$$

☆早期健全化基準 350.0%

① 将来負担額＝イ～チの合計額

イ：前年度末における一般会計等の地方債現在高

ロ：前年度末における債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号に規定する経費等に係るものに限る。）→ 例：PFI事業に基づく建設事業費、土地購入費など

ハ：前年度末までに起債した一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額

ニ：組合等が起債した地方債の元金償還に充てるため、当該団体からの負担・補助が必要と見込まれる合計額

ホ：前年度末日における当該地方公共団体の職員の全員が同日において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当のうち、一般会計等が実質的に負担することが見込まれる額

ヘ：前年度末における当該地方公共団体が設立した一定の法人（＝設立法人）※1の負債額・当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合※2における当該債務額のうち、これらの者の財務内容・経営状況を勘案して、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※1 地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人

※2 第三セクターに対して損失補償を行っている場合など

ト：連結実質赤字額

チ：前年度末における組合等の連結実質赤字額の相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

- ② 充当可能基金額＝①のイ～ハの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金の前年度末における残高合計額
- ③ 特定財源見込額＝①のイ～ニの償還額等に充てることができる特定の歳入見込額
- ④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額＝地方交付税法により、①のイ～ニに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省令で定めるところにより算定した額

(5) 資金不足比率

$$\frac{\text{資金の不足額 ①}}{\text{事業の規模 ②}}$$

☆経営健全化基準 20.00%

- ① 資金の不足額＝以下のとおり算定した前年度の資金不足額
 - A 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業 $イ+ロ>ハ$ の場合、 $(イ+ロ)-ハ$
 - イ：(前年度末日における流動負債の額)－(前年度末日における一時借入金・未払金で建設改良費に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において起債することとしている額)
 - ロ：前年度末日における建設改良費等以外の経費に充てるために起債した地方債現在高
 - ハ：(前年度末日における流動資産の額)－(前年度に執行すべき事業の支出予算額のうち当該年度への繰越事業の財源に充当できる特定財源で、前年度に収入された部分に相当する額)
 - B 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業 $イ+ロ>ハ$ の場合、 $(イ+ロ)-ハ$
 - イ：前年度決算における歳出額
 - ロ：前年度末日における建設改良費等以外の経費に充てるために起債した地方債現在高
 - ハ：前年度決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に充てるための繰越金額を除く。)
 - C 宅地造成事業を行う法適用企業・法非適用企業 (省略)
 - D 解消可能資金不足額
 - A～Cにより算定した資金不足額の全部又は一部が、公営企業に係る施設の建設改良費等の財源に充てるために起債した地方債の元金償還金で前年度までに償還された合計額が当該施設に係る前年度までの減価償却費の合計額を超えていることその他これに準じる事由により生じていると認められる場合は、A～Cにより算定した額からこれらの事由により生じている資金不足額を控除した額とする。
- ② 事業の規模＝以下のとおり算定した前年度の事業の規模
 - A 宅地造成事業のみを行うものを除く法適用企業
 - (前年度の営業収益の額)－(受託工事収益の額)
 - B 宅地造成事業のみを行うものを除く法非適用企業
 - (前年度の営業収益に相当する収入額)－(受託工事収益に相当する収入額)
 - C 宅地造成事業のみを行う法適用企業・法非適用企業 (省略)

健全化判断比率4指標関係【速報値】

2023.8.7現在

市町村名	実質赤字比率(%)				連結実質赤字比率(%)				参考 標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対 策債発行可能額
	4年度	3年度	早期健全 化基準	財政再生 基準	4年度	3年度	早期健全 化基準	財政再生 基準		
調布市	▲ 8.44	▲ 13.91	11.25	20.00	▲ 10.88	▲ 16.20	16.25	30.00	51,836,767	0
八王子市	▲ 5.31	▲ 6.52	11.25	20.00	▲ 9.15	▲ 10.21	16.25	30.00	113,342,333	3,425,843
立川市	▲ 11.89	▲ 16.04	11.37	20.00	▲ 18.01	▲ 20.49	16.37	30.00	43,649,799	0
武蔵野市	▲ 8.90	▲ 9.12	11.35	20.00	▲ 14.83	▲ 14.96	16.35	30.00	44,663,927	0
三鷹市	▲ 5.21	▲ 5.55	11.41	20.00	▲ 6.45	▲ 6.76	16.41	30.00	42,092,713	0
青梅市	▲ 13.55	▲ 10.06	11.91	20.00	▲ 80.96	▲ 66.71	16.91	30.00	27,816,882	723,001
府中市	▲ 5.11	▲ 8.22	11.25	20.00	▲ 24.10	▲ 23.29	16.25	30.00	57,818,577	0
昭島市	▲ 10.34	▲ 14.08	12.23	20.00	▲ 32.47	▲ 33.87	17.23	30.00	22,984,135	0
町田市	▲ 9.44	▲ 9.74	11.25	20.00	▲ 18.55	▲ 19.68	16.25	30.00	83,069,953	1,069,823
小金井市	▲ 10.38	▲ 7.75	12.14	20.00	▲ 15.06	▲ 12.11	17.14	30.00	24,192,213	0
小平市	▲ 13.49	▲ 16.58	11.53	20.00	▲ 20.96	▲ 23.27	16.53	30.00	37,473,101	637,878
日野市	▲ 7.64	▲ 13.90	11.55	20.00	▲ 18.00	▲ 22.83	16.55	30.00	36,685,938	588,765
東村山市	▲ 8.41	▲ 10.45	11.76	20.00	▲ 14.56	▲ 15.89	16.76	30.00	30,916,278	722,449
国分寺市	▲ 10.18	▲ 9.62	12.03	20.00	▲ 14.99	▲ 13.52	17.03	30.00	25,787,460	0
国立市	▲ 4.72	▲ 6.15	12.67	20.00	▲ 7.11	▲ 8.68	17.67	30.00	16,601,555	0
福生市	▲ 13.41	▲ 11.60	13.03	20.00	▲ 23.34	▲ 22.13	18.03	30.00	12,207,431	272,633
狛江市	▲ 11.83	▲ 13.16	12.63	20.00	▲ 14.83	▲ 16.30	17.63	30.00	17,295,242	424,372
東大和市	▲ 16.24	▲ 16.01	12.60	20.00	▲ 23.80	▲ 22.33	17.60	30.00	17,764,066	438,787
清瀬市	▲ 14.46	▲ 12.80	12.70	20.00	▲ 21.46	▲ 18.22	17.70	30.00	16,177,296	320,322
東久留米市	▲ 2.80	▲ 11.89	12.14	20.00	▲ 4.18	▲ 14.73	17.14	30.00	24,111,177	591,613
武蔵村山市	▲ 5.70	▲ 8.63	12.81	20.00	▲ 12.47	▲ 13.09	17.81	30.00	14,614,916	341,601
多摩市	▲ 7.76	▲ 9.04	11.72	20.00	▲ 47.61	▲ 45.87	16.72	30.00	32,000,535	0
稲城市	▲ 11.71	▲ 11.38	12.55	20.00	▲ 25.60	▲ 24.10	17.55	30.00	18,922,456	204,183
羽村市	▲ 10.46	▲ 12.35	13.08	20.00	▲ 17.80	▲ 19.21	18.08	30.00	11,786,757	193,517
あきる野市	▲ 7.39	▲ 9.92	12.62	20.00	▲ 10.23	▲ 13.65	17.62	30.00	17,392,504	377,239
西東京市	▲ 7.59	▲ 9.07	11.43	20.00	▲ 11.58	▲ 13.21	16.43	30.00	41,022,644	727,322

※実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字の場合は、「負の値」で表示し、赤字の場合は「正の値」で表示します。

健全化判断比率4指標関係【速報値】

2023.8.7現在

市町村名	実質公債費比率(%)				将来負担比率(%)			参考 標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額
	4年度	3年度	早期健全 化基準	財政再生 基準	4年度	3年度	早期健全 化基準		
調布市	1.1	0.7	25.0	35.0	3.9	8.2	350.0	51,836,767	0
八王子市	▲ 0.4	▲ 0.6	25.0	35.0	▲ 29.3	▲ 20.6	350.0	113,342,333	3,425,843
立川市	1.9	1.8	25.0	35.0	▲ 43.9	▲ 53.4	350.0	43,649,799	0
武蔵野市	▲ 1.0	▲ 1.1	25.0	35.0	▲ 87.8	▲ 90.1	350.0	44,663,927	0
三鷹市	1.0	0.8	25.0	35.0	▲ 8.5	0.0	350.0	42,092,713	0
青梅市	2.2	2.4	25.0	35.0	▲ 32.4	▲ 28.1	350.0	27,816,882	723,001
府中市	2.9	3.2	25.0	35.0	▲ 66.4	▲ 81.8	350.0	57,818,577	0
昭島市	0.3	0.4	25.0	35.0	▲ 50.9	▲ 50.1	350.0	22,984,135	0
町田市	1.0	0.9	25.0	35.0	▲ 24.0	▲ 15.0	350.0	83,069,953	1,069,823
小金井市	1.5	1.6	25.0	35.0	▲ 10.9	▲ 5.1	350.0	24,192,213	0
小平市	1.9	2.0	25.0	35.0	▲ 34.7	▲ 24.5	350.0	37,473,101	637,878
日野市	▲ 2.4	▲ 2.4	25.0	35.0	▲ 4.9	13.8	350.0	36,685,938	588,765
東村山市	2.6	2.4	25.0	35.0	▲ 5.0	▲ 2.5	350.0	30,916,278	722,449
国分寺市	0.2	▲ 0.6	25.0	35.0	7.8	5.7	350.0	25,787,460	0
国立市	1.7	0.7	25.0	35.0	▲ 17.5	▲ 19.4	350.0	16,601,555	0
福生市	▲ 2.8	▲ 3.0	25.0	35.0	▲ 95.6	▲ 84.4	350.0	12,207,431	272,633
狛江市	1.1	1.4	25.0	35.0	▲ 13.7	▲ 4.5	350.0	17,295,242	424,372
東大和市	▲ 0.8	▲ 1.5	25.0	35.0	▲ 34.8	▲ 21.5	350.0	17,764,066	438,787
清瀬市	4.0	3.9	25.0	35.0	36.3	37.2	350.0	16,177,296	320,322
東久留米市	▲ 0.1	▲ 0.1	25.0	35.0	▲ 18.2	▲ 7.5	350.0	24,111,177	591,613
武蔵村山市	1.4	0.8	25.0	35.0	▲ 25.7	▲ 15.1	350.0	14,614,916	341,601
多摩市	3.0	2.9	25.0	35.0	▲ 28.7	▲ 35.2	350.0	32,000,535	0
稲城市	3.5	3.1	25.0	35.0	9.4	19.5	350.0	18,922,456	204,183
羽村市	0.3	0.6	25.0	35.0	▲ 11.3	0.3	350.0	11,786,757	193,517
あきる野市	4.9	6.0	25.0	35.0	22.1	33.1	350.0	17,392,504	377,239
西東京市	2.4	2.3	25.0	35.0	▲ 1.4	8.6	350.0	41,022,644	727,322

※将来負担比率が表示されない場合でも、「負の値」を表示します。

資金不足比率関係【速報値】

2023.8.7現在

単位：%

市町村名	特別会計名	資金不足比率			
		法適用企業		法非適用企業	
		宅地造成 事業以外	宅地造成	宅地造成 事業以外	宅地造成
調布市	下水道事業会計	—			
八王子市	下水道事業会計	—			
立川市	下水道事業会計	—			
武蔵野市	水道事業会計	—			
	下水道事業会計	—			
三鷹市	下水道事業会計	—			
青梅市	病院事業会計	—			
	モーターボート競走事業会計	—			
	下水道事業会計	—			
府中市	競走事業会計	—			
	下水道事業会計	—			
昭島市	水道事業会計	—			
	下水道事業会計	—			
	中神土地区画整理事業特別会計				—
町田市	病院事業会計	—			
	下水道事業会計	—			
小金井市	下水道事業会計	—			
小平市	下水道事業会計	—			
日野市	市立病院事業会計	—			
	下水道事業会計	—			
東村山市	下水道事業会計	—			
国分寺市	下水道事業会計	—			
国立市	下水道事業会計	—			
福生市	下水道事業会計	—			
狛江市	下水道事業会計	—			
東大和市	下水道事業会計	—			
	土地区画整理事業特別会計				—
清瀬市	下水道事業会計	—			
東久留米市	下水道事業会計	—			
武蔵村山市	下水道事業特別会計	—			
	都市核地区土地区画整理事業特別会計				—
多摩市	下水道事業会計	—			
稲城市	病院事業会計	—			
	下水道事業会計	—			
羽村市	水道事業会計	—			
	下水道事業会計	—			
あきる野市	下水道事業会計	—			
西東京市	下水道事業会計	—			

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
132080	東京都	調布市	-	-	1.1	3.9

団体区分

3.市

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
	51,836,767	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和4年度決算）

Ver.04.00

団体名

東京都調布市

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	4,376,880	8.4
	用地特別会計	0	
小 計	4,376,880	8.4	
標準財政規模	51,836,767	100.0	
実質赤字比率 (%)	-8.44	※	

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計	35,432	0.1
	介護保険事業特別会計	429,176	0.8
	後期高齢者医療特別会計	41,171	0.1

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	下水道事業	761,078	1.5
法 非 適 用 企 業			
合 計	5,643,737	10.9	
標準財政規模(再掲)	51,836,767	100.0	
連結実質赤字比率 (%)	-10.88	※	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和4年度決算)

Ver.04.00

団体名 東京都調布市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
令和2年度	3,557,377			370,498	131,837	28,365		1,736,271	239,668	1,711,551	
令和3年度	3,561,795			336,885	90,419	28,483		1,683,422	230,228	1,604,205	
令和4年度	3,724,516			348,927	83,963	53,121		1,715,526	234,828	1,477,363	

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
令和2年度	50,981,656		
令和3年度	48,211,933		
令和4年度	51,836,767		

⑮
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
令和2年度	0.81702
令和3年度	1.07752
令和4年度	1.56173

実質公債費比率(3カ年平均)
1.1

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国土土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
令和2年度					28,365				
令和3年度					28,365			118	
令和4年度					28,365			24,756	

総括表④ 将来負担比率の状況（令和4年度決算）

Ver.04.00

団体名

東京都調布市

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額					連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
39,457,371	2,044,206	4,612,039	628,273	8,355,049	0	0	0	0	0	0	0

(分母比)

79 4 9 1 17

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
25,805,018	17,260,228	17,227,228	10,051,695

(分母比)

52 34 34 20

<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>将来負担額 A</td></tr> <tr><td>55,096,938</td></tr> </table>	将来負担額 A	55,096,938	—	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>充当可能財源等 B</td></tr> <tr><td>53,116,941</td></tr> </table>	充当可能財源等 B	53,116,941	=	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>A - B</td></tr> <tr><td>1,979,997</td></tr> </table>	A - B	1,979,997	4	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>将来負担比率 (%)</td></tr> <tr><td>3.9</td></tr> </table>	将来負担比率 (%)	3.9
将来負担額 A														
55,096,938														
充当可能財源等 B														
53,116,941														
A - B														
1,979,997														
将来負担比率 (%)														
3.9														
=														
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>標準財政規模 C</td></tr> <tr><td>51,836,767</td></tr> </table>	標準財政規模 C	51,836,767	—	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>算入公債費等の額 D</td></tr> <tr><td>1,712,191</td></tr> </table>	算入公債費等の額 D	1,712,191	=	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>C - D</td></tr> <tr><td>50,124,576</td></tr> </table>	C - D	50,124,576	100			
標準財政規模 C														
51,836,767														
算入公債費等の額 D														
1,712,191														
C - D														
50,124,576														

予算(決算)の主な用語の解説

調布市の予算（決算）の種類や収入・支出の内容などは、一般では使われない用語や表現などが数多くあります。

予算（決算）の主な用語解説を加えていますので、ご活用ください。

※主な財政用語の解説は、後段のページに50音順で別途掲載しています。

当初予算	<p>前年度開始3月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。</p> <p>一般会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。</p> <p>〔関連語〕 補正予算, 暫定予算, 骨格予算</p>
補正予算	<p>当初予算策定後の事情によって、予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため、年4回、定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか、緊急の場合の臨時議会に提出され、議決を経て定められます。</p>
一般会計	<p>一般会計は、調布市を含む地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上する会計のことをいいます。国民健康保険事業などの特定の目的を経理する特別会計等以外の全ての経費が一般会計に属し、調布市では、一般会計のほか、4つの特別会計（国民健康保険・用地・介護保険・後期高齢者医療）と企業会計（下水道）があります。</p> <p>〔関連語〕 特別会計, 企業会計, 普通会計</p>
特別会計	<p>特別会計は、一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するために設置された会計をいいます。調布市では、4つの特別会計のほか、一般会計と企業会計（下水道）があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業特別会計 2 用地特別会計 3 介護保険事業特別会計 4 後期高齢者医療特別会計 <p>※ 下水道事業特別会計は、令和2年度より企業会計に移行</p>
企業会計	<p>地方公共団体が行う事業のうち、地方公営企業法に基づき、独立採算を基本とする企業的経営を行う事業の会計のことをいいます。</p> <p>【調布市の企業会計】 下水道事業（令和2年度から移行）</p>
普通会計	<p>各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮想の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。</p> <p>【調布市の普通会計】 1 一般会計 ・ 2 用地特別会計</p>
歳入予算	<p>一定期間における収入の見積もりを示すもので、性質に従って、款・項に区分されます。</p>

歳出予算	一定期間における支出の見積もりを示すもので、目的に従って、款・項に区分されます。
継続費	事業を実施する際に何年もかかる場合に、その事業費の総額とそれぞれの年度に必要な経費を予算で定めたものです。
債務負担行為	予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、複数年で将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といいます。 複数年にわたる大規模な施設整備や PFI 事業などにおいて、債務負担行為が設定されます。
繰越明許費	何らかの事由により、当該年度に支出が終わらない見込があるものについて、議会の議決を得て翌年度に限り使用できるようにする予算をいいます。
一時借入金	地方公共団体が、一会計年度内において支払準備金に不足が生じた場合に、その不足を補うために一時的に借り入れる資金をいいます。一時借入金の限度額は予算で定めることとされています。同じ借入金でも特定の事業に充当し、後年度に、長期に償還をする地方債とは異なります。 〔関連語〕地方債
款・項・目・節	予算を区分するときに使う名称のことをいい、「款」は最も大きな区分、次に「項」「目」「節」と続きます。 款と項二つの上位区分は議会で議決されるもので、各款及び各項の間では原則流用することはできません。歳出においては、款・項・目は目的別（土木費・民生費など）に分類され、節は性質別（委託料・扶助費など）に区分されます。
流用	年度途中において、緊急を要する支出が発生したが、その予算が足りない場合などに、補正予算を編成することなく、他の予算を減額して当該予算を増額することをいいます。 各款及び各項の間では、流用することはできず、原則的に補正予算で対応します。 ただし、各項目間においては、あらかじめ議会の議決を経て予算で定めておけば、流用が可能となります。
◆歳入（収入）	
市税	地方税法、条例により市民や市内の企業から徴収する税です。歳入総額のおよそ 5 割を占め、主要な収入源となっています。 税収入のうち用途が特定されていない普通税と、特定されている目的税があります。 【調布市の普通税】 1 市民税（個人・法人） 2 固定資産税 3 軽自動車税 4 市たばこ税 【調布市の目的税】 1 都市計画税

地方譲与税	<p>法によって国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されている税です。</p> <p>【調布市の地方譲与税】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車重量譲与税 2 地方揮発油譲与税 3 航空機燃料譲与税 4 森林環境譲与税
税連動交付金	<p>都が徴収した税の一部が交付されるものです。</p> <p>【調布市の税交付金】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利子割交付金 2 配当割交付金 3 株式等譲渡所得割交付金 4 法人事業税交付金 5 地方消費税交付金 6 ゴルフ場利用税交付金 7 環境性能割交付金
地方特例交付金	<p>特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となるものです。平成 18 年度の税制改正による住宅借入金等特別税額控除や、令和元年度創設の環境性能割（市税及び交付金）における臨時的軽減に伴い、地方公共団体に生じる減収を補填するために交付されます。</p>
交通安全対策特別交付金	<p>交通安全施設の設置等に充てるため、道路交通法により納付される交通反則金の一部が交付されるものです。</p>
分担金及び負担金	<p>市が特定の事業に要する経費に充てるために、その事業によって利益を受けるものに対し、その受益を限度として徴収するもので、保育園に入園している場合の費用の一部を負担する保育料などがあります。</p>
使用料及び手数料	<p>使用料は公共建築物などの利用の対価として収納するもので、市営住宅家賃、各施設の使用料などがあります。手数料は市が特定の者に提供するサービスの対価として収納するもので、住民票の写しや印鑑登録証明書の発行手数料、一般廃棄物処理手数料などがあります。</p>
国庫支出金	<p>国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法により国に負担する義務のある国庫負担金（生活保護費負担金など） ② 奨励的、財政援助的な国庫補助金（学校施設環境改善交付金など） ③ 国が行うべき事務を地方公共団体へ委託する場合の国庫委託金（国勢調査委託金など）
都支出金	<p>都が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で都が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により都負担金、都補助金、都委託金に分類されます。</p>
財産収入	<p>財産運用収入は市が所有する土地や建物を貸し付けることによる財産貸付収入と、基金の運用による収入である利子及び配当金があります。財産売払収入は市が所有する土地や物品の売払いに伴う収入です。</p>

寄附金	市民などから受ける金銭による寄附です。用途を特定されない一般寄附金と用途が指定される指定寄附金があります。
繰入金	市の他会計や基金（貯金）からの繰入金で、主なものに特別会計における決算剰余金を一般会計に繰り入れる特別会計繰入金や、財政調整基金など各種基金の取崩しによる基金繰入金などがあります。
繰越金	市の決算剰余金（歳入決算から歳出決算を差し引き、そこから翌年度に繰り越すべき繰越明許費などの財源を控除したものを＝実質収支）を翌年度に繰り越して使用するものです。
諸収入	他に区分することができない収入を計上する科目で、市預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。
地方債 （市債）	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
◆歳出（支出）	
目的別分類	予算の款・項の区分を基準とし、市の経費を行政の目的（議会・民生・土木・教育費など）によって分類するものです。
議会費	議会費は、市議会の活動、運営に要する経費のことをいいます。
総務費	総務費は、主に市役所や文化会館などの施設や職員の管理費・市税の徴収事務・住民基本台帳などの管理費・監査事務・選挙事務などに要する経費のことをいいます。
民生費	民生費は、主に生活保護・高齢者・障害者・保育園・児童館・学童クラブなど経費のほか、国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療特別会計への繰出金などに要する経費のことをいいます。 主に社会保障関係経費が含まれていることから、少子高齢化の進行や経済状況の変動によって、著しい増加傾向にあります。 調布市の歳出予算の約5割が民生費となっています。
衛生費	衛生費は、主に市民の健康診断などの保健衛生、駅周辺の都市美化やゆう水保全などの環境対策、家庭や事業所から排出されるゴミ処理などに要する経費のことをいいます。
労働費	労働費は、雇用推進、勤労者互助会などに要する経費のことをいいます。
農業費	農業費は、農業委員会の運営、農業振興などに要する経費のことをいいます。
商工費	商工費は、市内の商工業振興及び地域資源を活用した観光振興などの事業に要する経費です。
土木費	土木費は、主に道路・自転車駐車場・市営住宅・公遊園の整備や管理などのほか、駅前広場整備などの中心市街地まちづくりなどの事業に要する経費のことをいいます。
消防費	消防費は、主に東京都に委託している消防事務費や地域防災対策などの事業に要する経費のことをいいます。

教育費	教育費は、小・中学校の学校教育、公民館・図書館などの生涯学習、スポーツ振興などの事業に要する経費のことをいいます。
公債費	公債費は、市債（市の借金）を返済する元利償還金と一時的な借入金に要する経費のことをいいます。
予備費	予備費は、緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費のことをいいます。ただし、議会が否決した使途に充てることは禁止されています。
性質別分類	予算の節の区分を基準とし、市の経費を性質（人件費、物件費など）によって分類するものです。
人件費	人件費は、市議会議員や市長等特別職の人件費のほか、市の職員の給与や退職金などの経費のことをいいます。
扶助費	扶助費は、社会保障制度の一環として生活保護・児童福祉・高齢福祉・障害福祉などの現金給付や物品の提供に要する経費のことをいいます。法令に基づいて支給する生活保護費などが代表的な事例で、性質別分類では義務的経費に属します。
物件費	物件費は、公共建築物の光熱水費や管理業務委託料などの消費的な経費のことをいいます。人件費・維持補修費・扶助費・補助費等などに分類されない消費的な経費をいい、施設管理やシステム開発などの委託料や会議室・土地の賃借料などが物件費に区分されます。
維持補修費	維持補修費は、市民が利用する公共建築物の機能を維持・保全するための補修工事などの支出のことをいいます。
補助費等	補助費等は、公益上必要である場合に支出する市民団体に対する補助金や東京都への消防事務費の委託金などの消費的な経費のことをいいます。人件費・維持補修費・扶助費・物件費などに分類されない消費的な経費をいい、講演会の講師謝礼や市税の過誤納還付金なども補助費等に区分されます。
積立金	基金（年度間調整の財源や各種特定の目的のための預金）に積み立てるための費用です。
投資及び出資金・貸付金	国の機構への出資金や、緊急援護資金などのことをいいます。
繰出金	各会計相互間において支出される経費をいいます。例としては、一般会計から国民健康保険事業特別会計などの事務費等へ充当するために繰り出すものや、各特別会計における決算剰余金を一般会計へ繰り出すものがあります。
普通建設事業費（投資的経費）	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共建築物の新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業といます。
経常的経費	歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいい、主なものとしては、人件費、物件費、維持補修費などがあります。 〔関連語〕 臨時的経費

臨時的経費	一時的な財政需要により支出する経費で、経常的経費に対応しています。代表的なものとしては、選挙に要する事務費や単年度限りの行事経費、普通建設事業費などのことをいいます。 〔関連語〕経常的経費
義務的経費	支出が義務付けられ、削減が極めて困難な経費で、人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、学校や文化会館などの公共建築物のほか、道路や下水道など、将来の資産となる支出（資産形成につながる支出）のことをいいます。性質別分類では、普通建設事業費に区分されます。
◆その他参考	
会計年度	会計年度は、収入・支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている期間のことをいいます。地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとされています。 ※ 翌年3月31日までに確定している債権債務の所定の手続きを終了した現金の収入・支出を5月31日まで経理する期間として、出納整理期間が設けられています。
決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。 ※ 決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度の終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月議会で決算内容の認定審査をしています。逆に、予算は一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。
決算剰余金	決算は、歳入（収入）予算を上回って収入した額や、歳出（支出）予算の不用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。この差額のことを決算剰余金といいます。この決算剰余金は、次年度の財政運営に活用される財源となります。また、年度内に終了しなかった事業の財源として活用を予定する額を除き、実質的な収支差を純剰余金といいます。⇔繰越金

代表的な財政用語の解説

財政用語には、一般では使われない用語や表現のほか、財政指標などが数多くあります。代表的な財政用語について、**50音順**で用語解説を加えていますので、ご活用ください。

(ア行)	
依存財源	歳入のうち、国庫支出金や都支出金、地方債などのように国、都などの意思決定に基づいて収入される財源をいいます。〔関連語〕自主財源 *依存財源…… 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、地方債 *自主財源…… 地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入
一時借入金	地方公共団体が、一会計年度内において支払準備金に不足が生じた場合に、その不足を補うために一時的に借り入れる資金で、その限度額は予算で定めることとされています。同じ借入金でも特定の事業に充当し、後年度に、長期に償還をする地方債とは異なります。〔関連語〕地方債
一般会計	一般会計は、調布市を含む地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上する会計のことをいいます。国民健康保険事業などの特定の目的を經理する特別会計等以外の全ての経費が一般会計に属し、調布市では、一般会計のほか、4つの特別会計（国民健康保険・用地・介護保険・後期高齢者医療）と企業会計（下水道）があります。〔関連語〕特別会計、企業会計、普通会計
一般財源	一般財源は、用途が特定されない収入のことをいい、どのような支出にも活用することができる収入です。市民の皆さんから納めていただく市税や国や東京都から納付される譲与税・交付金などのことをいいます。〔関連語〕特定財源
縁故債	地方債のうち、銀行や農協など、普段地方公共団体と取引関係にある金融機関から借入れる資金をいいます。〔関連語〕政府資金
(カ行)	
会計年度	地方公共団体の収入及び支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいいます。普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされています。
企業会計	地方公共団体が行う事業のうち、地方公営企業法に基づく病院事業や下水道事業、水道事業など独立採算を基本とする企業的経営を行う事業の会計のことをいいます。
基金	基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産をいいます。
基準財政収入額	地方交付税のうち、普通交付税の算定に用いる標準的な税収入を基準財政収入額といい、市町村分にあつては、税収見込額の75%と各譲与税収入見込額が算入されます。

基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を算定したものをいいます。
義務的経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費で、人件費、扶助費、公債費の三つをいいます。
繰上充用	会計年度の終了後、歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を不足が生じた年度に繰り上げて不足額に充てることをいいます。
繰越明許費	歳出予算のうち、予算成立後の事由によって、その年度中に支出の終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越して使用することをいいます。繰越明許費は予算の内容として、議会の議決が必要です。
繰出金	各会計相互間において支出される経費をいいます。一般会計から国民健康保険事業特別会計などの事務費等へ充当するために繰り出すものや、各特別会計における決算剰余金を一般会計へ繰り出すものがあります。
形式収支	決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額を形式収支といいます。 〔関連語〕 実質収支、実質単年度収支、単年度収支 *形式収支＝歳入決算額－歳出決算額
経常一般財源	毎年恒常的に収入される財源のうち、用途が特定されない一般財源をいいます。具体的には、地方税のうちの普通税や、普通交付税などをいいます。
経常一般財源比率	標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。この比率が高いほど、経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることとなります。
経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指標で、経常的な経費に充てた一般財源の、経常一般財源に対する割合のことをいいます。 *経常収支比率(%)＝経常経費に充当される経常一般財源÷経常一般財源の額
経常的経費	歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいい、主なものとしては、人件費、物件費、維持補修費などがあります。 〔関連語〕 臨時的経費
継続費	特定の事業において、2か年以上にわたり支出すべき予算を定め、あらかじめ予算の内容として、その総額及び年割額について議決を経るもので、単年度予算の例外をなすものです。
決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。 ※ 決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度の終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月議会で決算内容の認定審査をしています。逆に、予算は一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。

決算剰余金	決算は、歳入（収入）予算を上回って収入した額や、歳出（支出）予算の不用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。この差額のことを決算剰余金といいます。 この決算剰余金は、次年度の財政運営に活用される財源となります。また、年度内に終了しなかった事業の財源として活用を予定する額を除き、実質的な収支差を純剰余金といいます。⇨繰越金
決算統計	「地方財政状況調査」の通称で、総務省が毎年度実施している各地方公共団体の普通会計を基本に実施する決算分析調査のことをいいます。 この調査によって算出される経常収支比率や人件費比率などの指標によって、類似団体や都内団体との比較を加え、財政構造の見直し等につなげます。
減債基金	将来の地方債の償還及びその信用維持のために設置される基金をいいます。
減収補填債	地方税の収入が、普通交付税における標準税収入額を下回った場合、その減収を補うために借入れの同意がなされる特例の地方債をいいます。
減税補填債	住民税減税などによって市税収入が減収となることに対して、その減収を補うために借入れの同意がなされる特例の地方債をいいます。
公共事業	国や地方公共団体が行う工事や用地買収などのことをいいます。代表的なものとしては、道路や公園などの土木工事や、各種公共建築物（公営住宅や社会福祉施設）の整備などをいいます。
公債費	公債費は、市債（市の借金）を返済する元利償還金と一時的な借入金に要する経費のことをいいます。
公債費負担比率	公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この率が高いほど財政の硬直性の高いことを示しています。一般的に、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされます。
骨格予算	予算は1年間の全ての歳入歳出を計上することが原則ですが、首長の選挙が予定され政策的な予算は選挙後に計上することとして、人件費などの義務的な経費等最小限度の予算を計上することを、骨格予算といいます。
(サ行)	
歳出	会計年度におけるいっさいの支出をいいます。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置している基金で、経済事情の変動等で財源が不足する場合や、大規模な建設事業、災害などの財源として活用します。
財政力指数	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を、基準財政需要額で除した数値の過去3か年の平均値をいい、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数は1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
歳入	会計年度におけるいっさいの収入をいいます。
債務負担行為	予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、複数年で将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といいます。 複数年にわたる大規模な施設整備やPFI事業などにおいて、債務負担行為が設定されます。

債務保証	総務大臣が指定する法人が、金融機関等から資金を借り入れる場合に、地方公共団体がその債務の弁済を保証することをいいます。これは、債務負担行為の一種として予算で定める必要があります。
暫定予算	予算は、会計年度開始前に成立する必要がありますが、何らかの理由で成立しない場合に、一定期間分の必要最小限の予算について定める予算のことをいいます。
事故繰越し	歳出予算のうち、年度内に支出負担行為をしたもので、避けがたい事故のために年度内に支出を終わらないものについて、翌年度に支出することをいいます。
市債 (地方債)	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金(市の借金)のことをいいます。 世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源を自主財源といい、地方税、使用料、財産収入などがあります。〔関連語〕依存財源 *自主財源…… 地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入 *依存財源…… 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、地方債
市場公募地方債	地方公共団体が、起債市場において公募し、発行する地方債をいい、単に市場公募債ともいいます。
実質収支	決算において、歳入歳出差引額(形式収支)から、繰越事業に伴って繰り越すべき財源を控除した決算額をいいます。 *実質収支＝形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。平成20年度決算から本格施行となっている地方財政健全化法に基づく健全化判断比率等のうち実質赤字比率の算定が赤字要素であるのに対し、実質収支比率は黒字要素での把握となります。 *実質収支比率(%)＝実質収支額÷標準財政規模(臨時財政対策債の発行可能額含む)
実質単年度収支	単年度収支には、基金への積立金や取崩しによる繰入金などの要素が含まれているため、これらの黒字や赤字に関わる特別な要素を取り除いた単年度収支を、実質単年度収支といいます。 *実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額
人件費	人件費は、市議会議員や市長等特別職の人件費のほか、市の職員の給与や退職金などの経費のことをいいます。
出納整理期間	会計年度末までに、確定した債権債務について、未収未払いの整理を行うための期間で、会計年度終了の翌日(4月1日)から、5月31日までの2か月間をいいます。

性質別分類	地方公共団体の経費を、経済的性質で分類したものを性質別分類といいます。 人件費、物件費、維持補修費、補助費等、普通建設事業費などに分けられ、それらの分類はさらに「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」の3つに分類されます。 〔関連語〕 目的別分類
政府資金	地方債のうち、政府機関から借り入れる資金のことをいいます。代表的な資金としては、財政融資資金があります。
総計予算主義	地方公共団体の予算の原則のひとつで、歳入歳出は混交または相殺することなく、収入のすべてを歳入予算に、支払のすべてを歳出予算に計上することをいいます。
その他の経費	性質別分類のなかで、「義務的経費（人件費、扶助費、公債費）」「投資的経費（普通建設事業費）」以外の経費のことをいいます。 施設管理費などの物件費、施設の維持保全などの維持補修費、各種団体への補助金をはじめとする補助費等、特別会計への繰出しなどの繰出金のことをいいます。
(夕行)	
単独事業	地方公共団体が行う事業のうち、国の補助を受けないものをいいます。 〔関連語〕 補助事業
単年度収支	実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。これは、実質収支中には前年度以前からの収支残が累積されているため、これを控除し、当該年度だけの収支を算出します。 *単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支
地方交付税	地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。
地方債 (市債)	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件に借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
地方債計画	毎年度、総務省が策定する地方債の年度計画で、事業別あるいは資金別の予定額を示した全体計画をいいます。
地方債現在高	地方公共団体が地方債を借入れした後、元金と利子を返済していきます。地方債の各年度末おける未償還（未返済）元金を地方債現在高といいます。
地方財政	地方財政は、単一の国家財政とは異なり、都道府県、市町村など地方公共団体の財政を総称したもので、団体の規模、行政範囲・予算等は各団体によって大幅に異なります。
地方財政計画	内閣は、毎年度、翌年度の地方公共団体の歳入歳出の見込額に関する書類を作成し、国会に提出します。これを地方財政計画といい、国はその中で地方交付税により地方財源の保障を行っています。
地方譲与税	国税として徴収した税を地方公共団体に譲与するもので、「自動車重量譲与税」、「地方揮発油譲与税」、「航空機燃料譲与税」などがあります。

地方税	租税のうち、国が課税権の主体となるものが国税で、地方公共団体が課税権の主体であるものを地方税といいます。また、地方税のうち、市町村が課税するものを市町村税といい、主なものとしては、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、都市計画税などがあります。
地方特例交付金	特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となるものです。平成 18 年度の税制改正による住宅借入金等特別税額控除や、令和元年度創設の環境性能割（市税及び交付金）における臨時的軽減に伴い、地方公共団体に生じる減収を補填するために交付されます。
超過負担	経費の負担について、国と地方の間でルールが定められているものについて、その負担割合以上に地方が負担している場合をいいます。その原因としては、国において十分な措置がされていない場合と、地方が国の基準以上に経費をかけている場合があります。
積立金	計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは、基金として管理されます。
逓次繰越	継続費の毎年度の年割り額の執行残額を翌年度へ繰り越すことをいいます。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、学校や文化会館などの公共建築物のほか、道路や下水道など、将来の資産となる支出（資産形成につながる支出）のことをいいます。性質別分類では、普通建設事業費に区分されます。
当初予算	年度開始前の 3 月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。 一会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。〔関連語〕 補正予算、暫定予算、骨格予算
道路関連財源	道路関連の財源で、市町村（政令市）にあっては、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、自動車取得税交付金などがあります。
特定財源	財源のうち、用途が特定されているものをいい、主なものとしては、国庫支出金、都支出金、地方債などがあります。〔関連語〕 一般財源
特別会計	特別会計は、一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するために設置された会計をいいます。
特別交付税	地方交付税の総額のうち、94%は普通交付税として財政力に応じ各地方公共団体へ交付されますが、残りの 6%は特別交付税として、災害などの特別な事情に対して配分されています。 ※ 地方交付税とは、国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合の額を財源として、全国の地方公共団体がほぼ均等に行政水準を維持し、事務を遂行できるように一定の基準により国が交付する税のことをいいます。普通交付税と特別交付税の 2 種類に区分され、総額の 94%が普通交付税・6%が特別交付税の割合となっています。 調布市では昭和 58 年度から現在まで、全国でも数少ない普通交付税の不交付団体となっています。 〔関連語〕 普通交付税

(ナ行)	
肉付予算	<p>骨格予算に対して、政策的な経費や新規事業を補正予算にて加えることをいいます。</p> <p>※ 骨格予算：選挙等の事由によって、人件費等義務的な経費などの最小限の経費を計上した予算</p>
(ハ行)	
バランスシート	<p>貸借対照表の呼称で、一定の時点における財政状態を明らかにするために、資産、負債、資本を一覧表にした報告書をいいます。</p>
標準税収入額	<p>地方公共団体の標準的な税収入額を示すもので、次の算式によって算定されます（市町村の場合）。</p> <p>＊標準税収入額＝基準財政収入額－（所得割における税源移譲相当額の25%＋地方消費税交付金税率引上分の25%＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金）×100÷75</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源における標準規模を示すもので、次の算式によって算定されます（市町村の場合）。</p> <p>＊標準財政規模＝標準税収入額＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額</p>
扶助費	<p>扶助費は、社会保障制度の一環として生活保護・児童福祉・高齢福祉・障害福祉などの現金給付や物品の提供に要する経費のことをいいます。法令に基づいて支給する生活保護費などが代表的な事例で、性質別分類では義務的経費に属します。</p>
普通会計	<p>各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮想の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。</p> <p>【調布市の普通会計】 1 一般会計 ・ 2 用地特別会計</p>
普通建設事業費	<p>道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共建築物などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業といいます。</p>
普通交付税	<p>地方交付税の総額のうち、94%は普通交付税として財政力に応じ各地方公共団体へ交付されますが、残りの6%は特別交付税として、災害などの特別な事情に対して配分されています。</p> <p>※ 地方交付税とは、国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合の額を財源として、全国の地方公共団体がほぼ均等に行政水準を維持し、事務を遂行できるように一定の基準により国が交付する税のことをいいます。普通交付税と特別交付税の2種類に区分され、総額の94%が普通交付税・6%が特別交付税の割合となっています。</p> <p>調布市では昭和58年度から現在まで、全国でも数少ない普通交付税の不交付団体となっています。</p> <p>〔関連語〕 特別交付税</p>

普通税	税のうち一般的な財政需要を賄うための税目で、特定の目的のために課税される目的税と区分されます。市町村税のうち普通税の主なものとしては、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税などで、目的税の主なものとしては、事業所税、都市計画税などがあり、これらは、使途が定められています。
補助金	補助金には、国や都が予算などの定めにより特定の目的の実現のために、市町村へ現金を給付する場合と、市町村が公益上の必要により、財政的支援として市民等へ現金を給付する場合があります。
補助事業	地方公共団体が行う事業のうち、国の補助を受けて行うものをいいます。 〔関連語〕単独事業
補正予算	当初予算策定後の事情によって、予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため、年4回、定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか、緊急の場合の臨時議会に提出され、議決を経て定められます。
(マ行)	
目的税	税のうち、特定の目的のために賦課するもので、市町村税では、事業所税、都市計画税などがあります。
目的別分類	地方公共団体の経費を、行政目的によって分類することで議会費、総務費、民生費、土木費などに分類しています。
(ヤ行)	
予算	一会計年度の歳入歳出予算の収入支出の見積りのことを予算といいます。地方公共団体の予算は歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金などを定め、議会の議決により承認を得ます。 逆に、決算は一定期間における収入と支出の執行実績のことをいいます。 当初予算 前年度開始3月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。 一会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。〔関連語〕補正予算、暫定予算、骨格予算 補正予算 当初予算策定後の事情によって、予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため、年4回、定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか、緊急の場合の臨時議会に提出され、議決を経て定められます。
予算繰越	予算繰越とは、予算の会計年度独立の例外として、経費を翌年度以降において執行することをいいます。種類としては、継続費の逐次繰越、繰越明許費、事故繰越の3つがあります。

(う行)	
ラスパイレス指数	地方公務員と国家公務員の平均給料月額を、国家公務員の職員構成を基準として、一般行政職における学歴別・経験年数別に比較し、国家公務員の給料水準を 100 とした場合の地方公務員の給料水準を示した指数のことをいいます。
臨時財政対策債	地方公共団体の財源不足に対する財政対策としての借入金（地方債）のことをいいます。 地方交付税制度においては、従来、国が全額負担していた地方交付税のうち地方負担相当額を地方が地方債によって賄う場合に発行する特例的な地方債をいいます。 （平成 13 年度から制度創設）
臨時的経費	一時的な財政需要により支出する経費で、経常的経費に対応しています。代表的なものとしては、選挙に要する事務費や単年度限りの行事経費、建設事業費などのことをいいます。 〔関連語〕 経常的経費

地方財政健全化法

「地方財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）」は、平成 19 年 3 月の閣議決定後、同年 6 月に制定しました。

この地方財政健全化法では、「地方公共団体は、毎年度、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標（健全化判断比率）を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民に公表しなければならない。」と規定しています。この背景として、北海道夕張市における財政破綻など、地方財政の悪化を早期改善（健全化）につなげることを目的としています。これにより、「財政状況の悪化が一定の基準を超過した場合には健全化又は再生計画を定めなければならない。」との義務付けがなされました。

この公表の対象となる4指標（健全化判断比率）とは、普通会計の収支に関する「実質赤字比率」・公営事業会計も合わせた「連結実質赤字比率」・公営企業債なども含め一般財源規模に対する公債費の割合を示す「実質公債費比率」・公社、第3セクターなども加えた実質的負債に関する「将来負担比率」のことをいいます。これら4指標については、毎年度の決算審査において、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民への公表が義務付けられています。

総務省では、平成 20 年度（2008）年度に全ての地方自治体に4種類の財政指標の公表を求め、そのうちいずれかの指標が基準を超えて悪化した場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。これに加え、公認会計士などによる外部監査が義務付けられることとなります。さらに財政状況の悪化が進行した場合には、第2段階として、財政再生団体へ移行し、国の管理下での再生計画を策定することとなります。

今回の「健全化判断比率」は、フロー指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率）だけでなく、ストック指標（将来負担比率）についても取り入れており、これまでの普通会計（主には一般会計）での財政指標に連結ベースでの財務状況を加えている点が特徴点と言えます。

★調布市では、この地方財政健全化法の施行を踏まえ、経常収支比率等の従来の財政指標に加え、これまで以上に連結ベースでの財政構造の改善に取り組んでいきます。また、世代間負担の公平化と将来負担の在り方を検討しながら、債務残高の縮減とともに透明性の向上にも努めていきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律関連

(力行)	
健全化判断 比率等	<p>健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、毎年度の決算後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標及び公営企業にかかる資金不足比率とともに、各指標の算定において基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会報告することが義務付けられました。</p> <p>なお、健全化判断比率は、議会への報告後、公表しなければならないとされています。 ※ 各資料の説明については別掲</p>
(サ行)	
財政再生基 準	<p>従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、早期健全化の枠組（早期健全化基準）を設け、なお改善しない場合に再生の枠組（財政再生基準）に移行するという2段階の新たな手続きを構築するための基準です。</p> <p>各指標の財政再生基準は、実質赤字比率 20%・連結実質赤字比率 30%・実質公債費比率 35%の各健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることが義務化されました。</p>
資金不足比 率	<p>公営企業会計ごとに算定するもので、一般会計での実質赤字に相当する資金不足額を、営業収益の額などから算定する事業規模で除して得た指標です。地方公共団体の全会計を通じた連結実質赤字比率の算定において、個別の会計ごとに公営企業会計の資金不足額を求め、算入するとともに、個別資金の不足比率を算定することとなります。</p> <p>調布市では下水道事業特別会計が該当し、黒字決算の場合は、マイナスとなり、表示は「-」となります。</p>
実質赤字比 率	<p>地方公共団体の一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を地方公共団体の一般財源の標準規模を表わす標準財政規模の額で除して得た指標です。</p> <p>調布市では一般会計・用地特別会計（一般会計等といいます。）の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。</p> <p>※黒字決算の場合は実質収支比率のマイナス表示となります。</p>
実質公債費 比率	<p>実質公債費比率は、普通会計以外の公営企業会計や一部事務組合なども含めた義務的な公債費等が何にでも活用可能な財源（一般財源）に占める割合のことをいいます。公債費比率が普通会計単独であるのに対し、連結ベースでの公債費比率を算定することで、企業会計における連結決算の考え方の財政指標となります。⇔公債費比率</p> <p>※ この比率は3か年平均値で算出し、18%以上の場合は地方債の許可・25%以上は地方債制限団体となります。</p> <p>※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率（4指標）となりました。また、都市計画税収を特定財源として扱うことになっています。《再掲》</p>

将来負担比率	<p>地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負債額を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金等の額を控除した上で、標準財政規模を基本とする額で除して得た指標です。</p> <p>一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額等の一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などが含まれることとされています。</p> <p>実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率がフロー指標で、当該年度における現金の流れを示したものであることに対し、将来負担比率は地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しを把握するために新たに導入されたストック指標となります。</p>
早期健全化基準	<p>従来の方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、より早期に是正を図るための基準となるものです。</p> <p>各指標の早期健全化基準は、実質赤字比率 11.25%～15%・連結実質赤字比率 16.25%～20%・実質公債費比率 25%・将来負担比率 350%を基準とし、各健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めることが義務化されました。</p>
(夕行)	
退職手当負担見込額	<p>新たに導入された将来負担比率の算出において、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額に加え、職員の退職給与引当金相当額についても負債の一部として将来負担額にカウントすることとなりました。</p> <p>連結ベースでの将来負担額を負債と資産のストック状況に義務的な将来負担額である退職手当負担見込額として算出し、負債額に加算します。</p>
(う行)	
連結赤字比率	<p>地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を、標準財政規模の額で除して得た指標です。</p> <p>調布市では実質赤字比率の対象となる一般会計等、国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療・下水道事業の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。</p>